

第3章

市街地景観の整備に関する計画

第3章 市街地景観の整備に関する計画

第1 市街地景観の整備に関する基本方針

京都市固有の趣のある市街地の景観が市民にとって貴重な文化的資産であることにかんがみ、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成に資する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、その他市街地景観の整備に関し必要な事項を定め、良好な都市環境の保全及び創出に資するとともに、この景観を将来の世代に継承することとする。

これまで、京都御所や二条城、東・西本願寺、東寺等、町中に点在する世界遺産をはじめとした歴史的資産周辺の地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東の地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積による特徴的な町並みが広がる地域等を美観地区として指定し、市街地における美観の維持を図ってきた。これらの地域に加え、市街地景観の整備を図るため、おおむね昭和初期に市街地が形成されていた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地（以下、「歴史的市街地」という。）を、景観形成の重点地域と定め、これらの範囲全域を都市計画法に基づく景観地区（「美観地区」あるいは「美観形成地区」）として指定し、景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用する。

特に、京町家や近代洋風建築が残り歴史的風情を湛える「歴史的都心地区」については、賑わいと快適な歩行者空間の創出と併せて、良好な景観の保全・創出を重点的に推進する。

また、景観計画区域内の美観地区、美観形成地区及び風致地区以外の市街化区域（景観やまちづくり全体の方向性を検討中の高度集積地区及び横大路地区を除く。）において、市街地の景観の形成及び向上を図る地域を建造物修景地区として定め、景観法に基づく届出、勧告等の制度を活用する。

これらの建築物等の形態意匠の制限に当たっては、条例、規則、告示又は都市計画に定められたデザイン基準に基づくほか、本計画に記載されたものを望ましい基準として、市民、事業者等の理解を得つつ、活用する。

さらに、伝統的建造物群保存地区等の良好な景観の形成に関する詳細な計画を定めている場合は、それぞれの制度の趣旨及びその詳細計画に従い、地域ごとに特色のある良好な景観の保全・創出を図る。

今後、優れた景観の保全、創出に積極的に貢献する建築物の計画に関する提案や地域住民からの自主的な取組による提案を基に、市街地景観の保全、創出に重大な影響を与える建築物のデザイン基準の進化を図るものとする。

第2 市街地の良好な景観の保全・創出

1 景観地区（美観地区、美観形成地区）における基本方針

(1) 美観地区

京都御所や二条城，東・西本願寺，東寺等，まちなかに点在する世界遺産をはじめとする歴史的資産及びその周辺地域，東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東に位置する鴨東地域，西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等を，都市計画法に基づく景観地区（美観地区）として指定し，良好な市街地の景観の保全を図る。

これらの美観地区については，地区の景観の特性に応じて，①山ろく型美観地区，②山並み背景型美観地区，③岸辺型美観地区，④旧市街地型美観地区，⑤歴史遺産型美観地区及び⑥沿道型美観地区のいずれかに指定し，景観特性に応じた地区ごとの良好な景観形成のための方針に基づき，景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用し，建築物及び工作物の形態意匠の制限を行う。

- ① **山ろく型美観地区** 山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が立ち並び，良好な町並み景観を形成している地区
- ② **山並み背景型美観地区** 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が立ち並び，良好な町並みの景観を形成している地区
- ③ **岸辺型美観地区** 良好な水辺の空間と調和した建築物等が立ち並び，趣のある岸辺の景観を形成している地区
- ④ **旧市街地型美観地区** 歴史的市街地内において，生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し，趣のある町並みの景観を形成している地区
- ⑤ **歴史遺産型美観地区** 世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区
- ⑥ **沿道型美観地区** 趣のある沿道の景観を形成している地区及び主として中高層建築物が群として構成美を示し，沿道の景観を形成している地区

(2) 美観形成地区

美観地区に接する幹線道路沿道や優れた眺望景観の視点場のある通り，京都駅周辺地域などを，都市計画法に基づく景観地区（美観形成地区）として指定し，良好な市街地の景観の創出を図る。

これらの美観形成地区については，地区の景観の特性に応じて，①市街地型美観形成地区，②沿道型美観形成地区のいずれかに指定し，景観特性に応じた地区ごとの良好な景観形成の方針に基づき，景観法及び同法に基づく条例の認定制度を活用し，建築物及び工作物の形態意匠の制限を行う。

- ① **市街地型美観形成地区** 既に市街地が形成されている地区で，良好な町並みの景観の創出を目的とする地区
- ② **沿道型美観形成地区** 良好な沿道の景観の創出を目的とする地区

景観地区の地域及び面積 【別図6】

名 称		面積 (ha)	備 考	
山ろく型美観地区		約 138	北白川・銀閣寺周辺	
			渋谷・馬町	
			今熊野・泉涌寺周辺	
			本町筋・稲荷山周辺	
山並み背景型美観地区		約 303	下鴨神社周辺 (2)	
			田中・吉田	
			京都大学周辺	
			聖護院・吉田山周辺	
岸辺型美観地区	一般地区	約 68	約 92	哲学の道
				岡崎疏水
				鴨川東 (1)
				鴨川東 (2)
				鴨川西 (1)
				鴨川西 (3)
	歴史的町並み地区	約 24		高瀬川 (2)
				濠川・宇治川派流
				白川 (岡崎・祇園)
				鴨川西 (2)
旧市街地型美観地区		約 1,143	高瀬川 (1)	
			西陣	
			御所周辺	
			鴨東	
			鴨川	
			二条城周辺	
			職住共存 (1)	
			職住共存 (2)	
本願寺周辺				
			伏見	

歴史遺産型美観地区		約 543		
一般地区			約 383	下鴨神社周辺（1）
				御所
				二条城
				先斗町
				祇園・清水寺周辺
				本願寺
				東寺
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区		約 3.2		
祇園町南歴史的景観保全修景地区	祇園町南側地区	約 6.5	約 9.9	
	宮川町地区	約 2.0		
	八坂通地区	約 1.4		
上京小川歴史的景観保全修景地区		約 2.1		
伏見南浜界わい景観整備地区		約 25		
		重要界わい整備地域	約 5.3	
三条通界わい景観整備地区		約 6.6		
		重要界わい整備地域	約 2.9	
上賀茂郷界わい景観整備地区		約 23		
		重要界わい整備地域	約 2.2	
千両ヶ辻界わい景観整備地区		約 37		
		重要界わい整備地域	約 7.9	
上京北野界わい景観整備地区		約 7.9		
		重要界わい整備地域	約 3.0	
西京檜原界わい景観整備地区	街道北・南地区	約 12	約 18	
	街道沿い地区	約 5.5		
	重要界わい整備地域	約 1.3		
本願寺・東寺界わい景観整備地区		約 27		
		重要界わい整備地域	約 2.7	

沿道型美観地区	都心部幹線地区	約 125	約 135	御池通	
	三条通地区	約 9.9		四条通	
市街地型美観形成地区			約 648	五条通	
				河原町通	
				烏丸通	
				堀川通	
				三条通	
				小山	
沿道型美観形成地区	幹線地区	約 424	約 429	高野	
				西ノ京	
	衣掛けの道地区	約 5.3			壬生・朱雀
					京都駅周辺
					西七条・唐橋
					北山・白川通
			西大路・北大路		
			二条駅周辺		
			京都駅前		
			その他沿道		
			衣掛けの道		
合 計			約 3,431	—	

2 建造物修景地区における基本方針

景観計画区域のうち、美観地区及び美観形成地区（以下「美観地区等」という。）並びに風致地区以外の市街地の区域（横大路地区及び高度集積地区を除く。）を建造物修景地区として定め、良好な市街地景観の形成及び向上を図る。

建造物修景地区においては、地区の景観特性に応じて、①山ろく型建造物修景地区、②山並み背景型建造物修景地区、③岸辺型建造物修景地区及び④町並み型建造物修景地区のいずれかに指定し、地区ごとの良好な景観の形成のための方針に基づき、景観法に基づく届出及び勧告等の制度を活用して、建築物及び工作物の形態意匠等の制限を行う。

- ① **山ろく型建造物修景地区** 山すその緑豊かな自然に調和した良好な町並み景観の形成を必要とする地区
- ② **山並み背景型建造物修景地区** 背景となる山並みの緑と調和した良好な市街地の景観の形成を必要とする地区
- ③ **岸辺型建造物修景地区** 良好な水辺の空間と調和した趣のある岸辺の景観の形成を必要とする地区
- ④ **町並み型建造物修景地区** 地域の景観の特性を生かしながら、当該地域の町並みの景観を向上させる必要がある地区

建造物修景地区の種別及び面積 【別図6】

類型	面積 (ha)		備考
山ろく型建造物修景地区	約 3,230	約 877	北部
		約 1,004	西部
		約 1,349	伏見・山科
山並み背景型建造物修景地区	約 1,347	約 411	北山周辺
		約 679	太秦周辺
		約 215	西山周辺
		約 42	右京の里
岸辺型建造物修景地区	約 313	約 313	桂川
町並み型建造物修景地区	約 3,691	約 507	葛野周辺
		約 462	吉祥院周辺
		約 188	九条周辺
		約 428	竹田周辺
		約 751	久世・久我・羽束師
		約 440	淀・横大路
		約 248	伏見桃山・向島
		約 667	山科
合計	約 8,581		

第3 市街地の良好な景観の保全・創出に関する地域別方針【美観地区、美観形成地区】

1 美観地区における良好な景観の保全に関する地域別方針

(1) 山ろく型美観地区

山すその自然景観との調和を図るとともに、隣接する風致地区等の自然的景観にも配慮して、和風基調の建築物から構成される景観の継承をこの地区の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物の屋根の形状は、背景となる山並みや隣接する風致地区との調和を図るため、勾配屋根の日本瓦、又は銅板等の金属板（これらと同等の風情を有するものを含む。）ぶきとする。また、軒の出を深く設けることにより、陰影深く落ちつきのある和風基調の町並み景観を形成する。さらに、3階以上の階については、1階壁面より十分に後退させること等により、周辺への圧迫感の低減を図る。

道路等の公共の用に供する空地に面して、開放された空地を設ける場合は、門、塀又は生垣等を設けることにより、まとまりのある通り景観を形成する。さらに、地区の景観特性に配慮し、できる限り緑化を図り、隣接する山並みとの調和を図る。

① 北白川・銀閣寺周辺 <1>

御蔭通、白川通、丸太町通と比叡山風致地区に囲まれた東山の山ろく部にある北白川・銀閣寺周辺地域は、東山を身近に感じることができ、東山の山懐に抱かれていると感じさせる場所である。こうした東山の山並みとの連続性を意識させる空間の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

② 渋谷・馬町 <2>

五条通以南を通る渋谷通（旧渋谷街道）に沿って広がる渋谷・馬町地域は、起伏に富む地形に、緑豊かな空間を有する大学や寺院が広がる特徴的な景観を形成している。渋谷通からは、東山の山並みを眺望できる場所がいくつもあり、そこからは東山との一体感を感じさせる。こうした空間の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため緑豊かな景観の特徴を生かして、積極的に中高木の樹木の保全と植樹に努める。

③ 今熊野・泉涌寺周辺 <3>

阿弥陀ヶ峰の南ろくを東に抜ける日吉南道と東大路通、及び東福寺の北側に囲まれた東山の山ろくに位置する今熊野・泉涌寺地域には、泉涌寺や東福寺等の寺院と学校等の文教施設が立地し、起伏に富む地形により独特の景観を形成している。これらの寺院の境内や学校等などに至る道路からは、東山を身近に感じることが出来る場所がいくつもある。こうした緑豊かな景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、緑豊かな景観の特徴を生かして、積極的に中高木の樹木の保全と植樹に努める。

④ 本町筋・稲荷山周辺 <4>

伏見稲荷神社の北側に位置する本町筋・稲荷山地域は、主に東山の山ろくに広がる閑静な住宅地と旧街道の趣を残す本町筋から構成される。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。特に、東山の山ろくに広がる稲荷山地域は、風致

地区に接しているため、自然景観に配慮した和風基調の町並みの景観形成に努める。

(2) 山並み背景型美観地区

山並み背景型美観地区は、京都大学や吉田・田中からなる鴨東地域の一部及び下鴨神社北側の歴史的市街地の一部から構成されている。吉田山、糺の森の市街地における貴重な緑地空間の保全を図るとともに、これらの緑地景観に配慮した都市景観の継承を、この地区の景観形成の基本方針とする。

当該地区は、吉田山や東山から近くに見下ろされる市街地であるため、日本瓦ぶきの勾配屋根を基本として、勾配屋根を設けない場合は屋上緑化を行う等、見下ろしの景観に配慮したまとまりのある町並み景観を形成する。また、大学等の大規模な建築物については、東山への眺望に配慮し、水平性を強調した形態意匠を施す等、周囲への圧迫感の低減を図る。

公共の用に供する空地に面する場合は、門、塀又は生垣等を設置することにより、通り景観の連続性を保全する。

さらに、この地区の景観特性に配慮し、できる限り緑化を図り、背景の山並み又は市街地の緑との調和を図る。

① 下鴨神社周辺(2) <5>

下鴨神社地域は、下鴨神社の北側に位置し、昭和初期に整備された閑静な住宅地と伝統的な京町家を残す松ヶ崎に続く旧街道から構成される。また、この地域の西側に隣接し、風致地区に指定している賀茂川左岸は、生垣や門塀を構えた良好な邸宅が立ち並び、落ち着いた風情を醸し出している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物については、日本瓦ぶきの勾配屋根の和風を基調とし、特に中層の建築物は、近接する世界遺産(下鴨神社)や住宅地との調和に配慮する。

また、下鴨神社、賀茂川及び高野川沿いの樹木との調和や周囲の町並みとの調和を図るため、敷地内の緑化及び門、塀又は生垣等により、通り景観の連続性に配慮する。

② 田中・吉田 <6>

田中・吉田地域は、鴨川を隔て下鴨神社の東に位置し、東は北白川、南は京都大学構内に接し、北は御蔭通を境とする。この辺りは大正期まで農地が広がっていたが、昭和初期以降には、交通の便が良くなるに従い、次第に市街地が変わっていった。高野川畔には染色工場があったが、近年では、共同住宅等に建て替わっている。比叡山をはじめとする東山を身近に感じられる地域であるとともに、鴨川西岸から東山を眺望する際の前景となる重要な地域でもある。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

③ 京都大学周辺 <7>

京都大学を中心とし、吉田山や東山の山ろくが近く、自然景観豊かな地域である。京都大学は明治30年に設立されたわが国を代表する総合大学であり、歴史的建造物と現代建築が共存し、緑豊かなキャンパスを構成する。

こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。なお、大規模な施設を有する京都大学については、地域にふさわしい詳細な形態意匠等の計画を定め、総合的な景観形成が図れるよう誘導する。

④ 聖護院・吉田山周辺 <8>

聖護院・吉田山周辺地域は、東は白川通、北は御蔭通と今出川通、西は京都大学、南は岡崎公園や琵琶湖疏水に囲まれた地域である。吉田山・黒谷には、吉田神社、真如堂、金戒光明寺等の社寺が立地し、それぞれ特徴的な景観を形成している。また銀閣寺道、東一条通、丸太町通から、沿道の社寺越しに東山の山並みを眺望することができ、東山を身近に感じることができる。

こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

(3) 岸辺型美観地区（一般地区、歴史的町並み地区）

岸辺型美観地区の一般地区は、歴史的市街地にある鴨川（二条通から五条通までの西岸を除く）、高瀬川（七条通以南）、岡崎地域及び哲学の道に流れる疏水、さらに伏見の濠川・宇治川派流等の水辺を中心とし、自然との共生の中で、潤いと緑豊かな景観を形成している地区である。鴨川の岸辺からは、北山や東山を眺めることができ、河川沿いの緑地と山並みへの眺望景観の前景をなす鴨東地域の市街地とが一体となった、風情ある良好な眺望が得られる。こうした、河川等の岸辺空間の緑豊かな潤いある地域における景観特性の継承を、この地区の景観形成の基本方針とする。

このため、日本瓦、金属板ぶきの勾配屋根からなる、落ち着いたある町並み景観を形成し、河川に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させ、河川側からの眺めにも配慮した形態意匠とし、河川側にクーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、その前面に格子等を設け、或は色彩を建築物とあわせること等により、建築物との調和に配慮し、良好な河川景観を保全、創出する。

さらに、この地区の自然景観の特性に配慮して、積極的に敷地内の岸辺側に植栽を施し、潤いと緑豊かな岸辺景観の形成を図る。

また、岸辺型美観地区の歴史的町並み地区は、鴨川納涼床が設置される鴨川西岸（二条通から五条通まで）や白川（岡崎・祇園）、さらに高瀬川（七条通以北）では、古くから業務商業機能と結びついた河川沿いに、旅館、料亭や伝統的な木造建築物などが立ち並び、岸辺に面して歴史的な町並みが残っている地区である。こうした伝統的な建築物の連担性を確保すること及び、地域の景観特性の継承を、この地区の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設け、連担する町並みとの調和に配慮する。また、岸辺の風情を維持するため、河川に面する外壁については、歴史的な町並みや周囲の景観と調和した形態意匠とし、その他の外壁についても、町並み景観に配慮することにより、周囲の景観と調和した岸辺景観の形成を図る。

【一般地区】

① 哲学の道 < 9 >

哲学の道地域は、高野から銀閣寺に向かう疏水分流の沿岸一帯からなる。疏水分流沿いの通りは、通称「哲学の道」と称され、桜並木とこれらの樹木越しに立ち並ぶ建築物とが一体となって、瀟洒^{しょうしや}で洗練された岸辺の景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため疏水分流に面した外壁面は、道路側と同様に、岸辺の風情に配慮した形態意匠とするとともに、疏水側に積極的に緑化を図ることにより、良好な岸辺景観を保全する。さらに、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、岸辺側の圧迫感の低減を図る。また、道路や疏水等に面して空地を設ける場合は、門、塀又は生垣等を設置することにより、岸辺及び通り景観の連続性を維持する。

② 岡崎疏水 < 10 >

岡崎疏水地域は、岡崎を流れる琵琶湖疏水及び水路沿いの市街地を含む。琵琶湖疏水は、京都の近代化に貢献し、今日なお、京都の飲料水を供給する市民の生活に欠くことのできない水路である。この琵琶湖疏水は、豊かな水量と疏水沿いの柳や桜等の樹木と調和し、潤いと緑豊かで良好な岸辺景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため水路に面する建築物は、疏水沿いの樹木や東山の山並みと調和するよう、敷地内を積極的に緑化するように誘導する。また、地域の景観特性にかんがみ、現代建築物や洋風建築物は、岸辺や緑等の自然景観と調和するよう特に配慮し、良好な岸辺景観を保全する。

③ 鴨川東(1) < 12 >

今出川通から岡崎疏水までの鴨川の東岸からなる鴨川東(1)地域は、西岸から東山を眺める際の前景となり、この東山への眺めは、山紫水明と形容される。

鴨川沿いの大規模な敷地には、高木等が植栽された現代建築の大学施設や文化施設等が立ち並び、鴨東地域の歴史的な町並みと調和した岸辺の景観を呈している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は橋上や西岸から見た東山への眺望を阻害しないよう、勾配屋根を設ける等、建築物の形態意匠に配慮し、東山への景観との連続感を維持する。また、地域の景観特性にかんがみ、建築物は、鴨川の水辺や岸辺の緑等の自然景観との調和に配慮すると共に、鴨川に沿って計画的に緑化することにより、良好な岸辺の景観の保全、創出を図る。

④ 鴨川東(2) < 13 >

岡崎疏水からJR東海道本線までの間の鴨川の東岸からなる鴨川東(2)地域には、かつては伝統的な木造建造物が数多く残されていたが、川端通の開通を契機に大きく景観が変貌し、川端通側を正面とした新しい建築物が次々と建てられるようになった。しかしな

がら、現在においてもなお、橋上や西岸から東山を眺望する景観は、京都を代表する景観である。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は橋上や西岸から見た東山への眺望を阻害しないよう、勾配屋根を設ける等、建築物の形態意匠に配慮し、東山への景観との連続性を維持する。

また、鴨川に沿って緑化を誘導することにより、良好な岸辺景観の保全を図るとともに水辺の景観の連続性を維持する。

⑤ 鴨川西（１） <14>

葵橋から二条通までの鴨川の西岸に位置する鴨川西（１）地域は、岸辺の高木やその背後の建築物が一体となった景観を形成しており、特に対岸の川端通からは、自然と人工物とが融合した眺望景観を堪能することができる。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、勾配屋根を設け、壁面の色彩や素材に配慮することにより、河川の広がりある空間と、岸辺の緑との調和と連続性を維持する。また、大規模な敷地に植えられた高木等の樹木を保全すると共に、鴨川沿いに緑化を図ることにより、水辺の景観の連続性を維持する。

⑥ 鴨川西（３） <15>

五条通からJR東海道本線までの鴨川の西岸に位置するこの地域は、鴨川に面して、良好な水辺の空間と調和した建築物が立ち並び、緑豊かな潤いある地域独特の情緒と風情を醸す景観を形成している。こうした地域の景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、勾配屋根とし、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、河川の広がりある空間と調和した岸辺空間を維持する。また、鴨川沿いに緑化を誘導することにより、良好な岸辺景観の保全を図る。

⑦ 高瀬川（２） <16>

七条通からJR東海道本線までの間の高瀬川及びその沿道から構成されるこの地域は、浅瀬の清流である高瀬川に沿って、緑豊かな潤いある地域独特の情緒と風情を醸す景観を形成している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、道路側だけでなく、高瀬川に面した側の形態意匠に配慮するとともに、既存樹木の保全や積極的な緑化を図る。

⑧ 濠川・宇治川派流 <17>

秀吉により築城された伏見城は、東に丘陵が控え、南に巨椋池が広がり、宇治川、濠川及び宇治川派流を掘割として取り込んだ壮大なものであった。その構想は、現在の伏見の町の豊かな岸辺景観に残されている。幕末頃から藩邸が次第に酒蔵となり、現代に至る。濠川・宇治川派流沿いの酒蔵の景観は、伏見を代表する景観である。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は道路側だけでなく、濠川・宇治川派流に面した側も形態意匠に配慮

するとともに、特に河川側の既存樹木の保全や積極的な植樹により、良好な岸辺の景観の保全を図る。

【歴史的町並み地区】

⑨ 白川（岡崎・祇園） <11>

岡崎公園南側から有濟橋までの間の白川及びその沿道から構成されるこの地域は、浅瀬のせせらぎと街路樹、一本橋（通称「行者橋」の石橋）及び河川沿いに連担して立ち並ぶ伝統的な木造建築物とが一体となった、独特の情緒と風情を醸し出す岸辺景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設けることや、白川のせせらぎと調和するように、河川側の3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させて、白川への圧迫感を低減することなど、伝統的な木造建築物が連担する町並みと調和させることにより、良好な岸辺景観の保全、形成を図る。

⑩ 鴨川西（2） <61>

二条通から五条通までの鴨川の西岸（先斗町を除く。）に位置するこの地域は、江戸時代の鴨川改修に伴い整備された場所である。鴨川に面して、日本瓦ぶきの勾配屋根を有する伝統的な木造建築物が立ち並び、夏には店々から鴨川に納涼床が設けられる様が、地域独特の情緒と風情を醸す景観を形成している。こうした地域の景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設け、河川側の3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、町並みの連続性及び河川の広がりある空間と調和した岸辺空間を維持する。河川に面する外壁等については、岸辺の風情を維持するため、歴史的な町並みや周囲の景観との調和に配慮する。また、先斗町等の伝統的な木造建築物との連続性を維持するため、河川側に空地を設ける場合は、鴨川沿いに、町並みの連担性に配慮した垣又は柵等を設置することにより、良好な岸辺景観の保全を図る。

⑪ 高瀬川（1） <62>

二条通から七条通までの間の高瀬川及びその沿道から構成されるこの地域は、高瀬川に面して旅館、料亭や伝統的な木造建築物が連担して立ち並び、高瀬川のせせらぎと、桜並木の街路樹が一体となり、賑わいの中に岸辺の風情が混在する独特の景観を形成している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、深い軒を有する日本瓦ぶき等の勾配屋根を設け、河川側の3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、高瀬川への圧迫感を低減し、伝統的な木造建築物が連担する町並みと調和させることにより、この地域の風情ある岸辺景観の保全・再生を図る。

(4) 旧市街地型美観地区

旧市街地型美観地区は、伝統文化や生活文化により培われた京町家を残す趣のある旧市街地にありながら、現代の都市活動が展開している地区である。このため、京町家を中心とする和風を基調とした町並みを尊重しつつ、現代建築物が共存する景観を形成することを、この地区の景観形成の基本方針とする。

このためこの地区において、低層の建築物は、京町家と調和するよう、原則として、日本瓦又は、金属板ぶきによる軒の出を深く設けた特定勾配屋根とし、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退する。また、中高層建築物についても、日本瓦又は金属板ぶきによる軒の出を深く設けた勾配屋根や屋上緑化など良好な屋上景観の形成を誘導する。道路に面して駐車場等の解放された空地を設ける場合は、周囲の景観に調和した門又は塀を設置することにより、通りの連続した景観を維持する。

さらに、植栽を施した中庭を設ける等、相隣環境への配慮や都市緑化に寄与するように誘導を図る。

① 西陣 <18>

西陣地域は、北大路通の南側から丸太町通の北側まで、西大路通から堀川通に囲まれた地域に加え、今出川通以北の小川一体を含む広大な地域（沿道型美観形成地区及び歴史遺産型美観地区等を除く）から構成される。

西陣地域には、高密度な市街地のなかの各所に社寺が立ち、これらの境内の緑がオアシス的な役割を果たすとともに、町並み景観上のアクセントとなっている。

また、この地域には、土間などを織場とした住宅である織屋建の特徴的な京町家が多く残る。こうした京町家と社寺の緑とが調和する景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

② 御所周辺 <19>

御所周辺地域は、緑豊かな御所の周囲を取り囲む地域から構成される。今出川通、堀川通及び丸太町通に囲まれた御所西側の地域には京都府庁、御所北側の烏丸通、紫明通及び賀茂川に囲まれた地域には、同志社大学や相国寺が、旧市街地景観を色濃く残し、これらの近代建築物や寺院の堂宇が景観に重厚さを与えている。また、この地域の各所から、御所や相国寺の豊かな緑を垣間見ることができる。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、勾配屋根の和風基調の外観とし、落ち着いた趣のある町並み景観を形成するとともに、御所の緑と調和するよう積極的に敷地内の緑化を図る。また、現代建築物については、周囲の歴史的建造物や京町家に調和した形態意匠とすることにより、落ち着いた趣のある町並み景観を保全する。

③ 鴨東 <20>

鴨東地域は、主に岡崎疏水の南、鴨川の東、東大路から西、九条通から北の地域で京町家を中心とした歴史的な町並みを多く残す地域である。鴨東地域は、早くから市街化して

いたところであり、現在でも祇園や宮川町の茶屋町や新門前の骨董屋街等、特徴的な町並みを形成している。また、六波羅蜜寺や珍皇寺等の庶民仏教の寺院や建仁寺、三十三間堂等の大寺院が立ち、東山が間近に迫る風情のある景観を形成している。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

④ 鴨川 <21>

鴨川地域は、葵橋から団栗橋までの間の鴨川と河原町通に挟まれた歴史的な町並みを比較的良く残す地域である。この鴨川地域に建つ中高層建築物は、特に鴨川から眺める際に、岸边沿いの建築物の背後に見えるため、景観上の整備が求められる。特に、鴨川東岸から見た先斗町の町並みは、京都を代表する景観であるため、先斗町の背後に位置する建築物の整備にあっては、繁華街からの華やぎや活力を維持しながら、鴨川東岸からの眺望や周囲の町並みに配慮することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

この地域における建築物等は、鴨川に面した夏の納涼床と先斗町の伝統的木造建築物の景観を阻害しないよう鴨川に面する外壁面については、形態意匠に配慮する。特に、スカイラインを阻害する塔屋や設備機器、屋外階段のデザインや設置位置等に配慮する。

⑤ 二条城周辺 <22>

この地域は、二条城を取り囲むように、北は丸太町通、東は烏丸通、西は二条城歴史遺産型美観地区、南は御池通により囲まれた地域と、二条城歴史遺産型美観地区の南、千本通、後院通、大宮通、堀川通、松原通に囲まれた地域により構成される。

この地域においては、京町家から構成される歴史的な町並みを基調とし、二条城に向かう街路からは、二条城の大きな樹木や石垣又は櫓等を垣間見ることが出来る開放的で明るい景観が特長である。また、堀川沿いには、手描き友禅の工房を中心とした職住共存の京町家を中心とした町並みが残されており、堀川の沿道景観と融合して良好な景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、二条城の樹木や石垣又は櫓等を眺めることができる街路景観を保全するとともに、建築物にあっては、道路等の公共用空地に面する外壁面は、和風意匠のデザインを生かした外観意匠を取り入れるよう誘導し、京町家と調和した町並み景観の保全、創出を図る。

⑥ 職住共存(1) <23>

職住共存(1)地域は、歴史的都心地区の一部であり、河原町通、烏丸通及び堀川通の南北の幹線道路と、御池通、四条通及び五条通の東西の幹線道路に囲まれた内部地区、及び御所南街区から構成される。

近世にはすでに染工、木工及び金工等の多様な業種の工房とその職人が居住しており、今日でも室町通、新町通を中心とする繊維関係の間屋街、夷川通の家具屋街、さらには万寿寺通の仏壇・仏具を商う店舗等を残す。この地域は、商業・業務施設と住居が共存するいわゆる職住共存の京町家が連担する町並み景観を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

特に、1，2階にあつては、京都の商家によって育まれてきた和風意匠を取り入れることにより、新と旧とが調和した景観の形成を目指す。

⑦ 職住共存（２） <24>

職住共存（２）地域は、歴史的都心地区の一部であり、河原町通、烏丸通、堀川通の南北の幹線道路と、御池通、四条通、五条通の東西の幹線道路に囲まれた街区のうち、職住共存（１）地域を除いた地域である。

職住共存（１）地域と同様に、職住共存の京町家が連担する町並み景観を形成しているが、職住共存（１）地域と比べて上記6本の幹線道路に近接しているため、業務及び共同住宅等の中高層建築物への建て替えが著しい。このため、職住共存（１）地域及び幹線道路との景観上の連続性に配慮し、町並み景観を特徴づけている京町家や商家と調和する、職住共存の市街地景観の形成を、この地域の景観形成の基本方針とする。

⑧ 本願寺周辺 <25>

この地域は、両本願寺の寺内町の一部及び島原から構成される。この地域一帯は、大伽藍を持つ西本願寺・東本願寺を中心として、寺内町として発展した。両本願寺の寺内町では、仏壇・仏具・人形等の地場産業の生産と販売を兼ねた店舗や参拝者宿坊である和風旅館が軒を連ねている。また、島原には、芸能と文芸の発展に寄与した日本のもてなし文化の粋が残されている。両本願寺の大屋根と渉成園の緑地空間は、地域のランドマークであるとともに、京都を代表する景観である。また、島原はすでに住宅に建て替わっているものも多いが、通りに面して豪壮な格子を構える角屋や輪違屋及び島原大門が花街の名残を残している。こうした両本願寺や島原の特色ある風情を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

⑨ 伏見 <26>

伏見地域は、豊臣秀吉が桃山丘陵に城郭を築くとともに開かれた城下町である。

伏見の町並み景観は、濠川や宇治川派流の水辺景観と町家や酒蔵等の歴史的な建造物とが一体となって良好な景観を形成している。旧市街地では、点在する社寺や酒蔵が、店舗等を兼ねた京町家を基調とした連続する町並みにアクセントと快いリズム感を与え、これらが一体となって賑わいのある景観を形成している。

さらに、現在でも活気ある商店街が形成され、地区特有の賑わいのある雰囲気を出している。こうした町家や酒蔵からなる町並みや近代的な商店街とが融和する景観特性の継承を、この地域の景観の形成の基本方針とする。

(5) 歴史遺産型美観地区

歴史遺産型美観地区は、主に市街地にある世界遺産等の歴史的資産及びその周辺から構成される。また、特色ある景観を保全、修景する必要がある地域として指定した歴史的景観保全修景地区を含む。この地区は、世界遺産等の歴史的資産や伝統的な町並み景観との調和に重点をおき、建築物の高さを抑えた中低層の建築物からなる町並み景観を形成することを、この地区の景観形成の基本方針とする。

このため、建築物は、日本瓦又は銅板ぶき（これらと同等の風情を有するもの。）の特定勾配屋根とし、軒の出を深く設けることにより、落ち着きのある和風基調の町並み景観を保全する。また、できる限り道路側に建築物を誘導し、道路側に空地を設ける場合は門又は塀等を設ける等、軒の連なりを継承することにより、この地区の景観の特徴である通り景観を保全する。さらに、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させることにより、この地区の景観の基調となる京町家等の歴史的な町並みとの連続性を維持するとともに、植栽を施した中庭を設ける等、京町家の様式の継承及び都市緑化に寄与するように誘導を図る。

① 下鴨神社周辺 (1) <27>

下鴨神社周辺地域は、京都の産土神である賀茂御祖神社（下鴨神社）周辺と、賀茂川及び高野川の風致地区に挟まれた地域であり、かつての社家町や、昭和初期に形成された住宅地等からなる。また、洛北に通じる幹線道路である下鴨本通沿いは、下鴨神社の社叢である糺ノ森の緑を背景として、端正な通り景観を形成している。こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため住宅地は、下鴨神社の社叢の緑と呼応するよう、生垣を設ける等、植栽に特段の配慮を行うものとする。また、公共用空地に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面より十分に後退させ、周囲への圧迫感を低減させるとともに、日本瓦ぶき等の勾配屋根を有する和風基調の住宅地の保全を図る。さらに、街道に面した京町家等の歴史的建造物が連なる地域については、壁面を揃える等、地域の景観特性に配慮した景観を保全する。

② 御所 <28>

御所及びその周辺からなる御所地域一帯は、御所の緑が景観上重要な構成要素となっている。御所を取り囲む烏丸通、丸太町通、今出川通及び寺町通の沿道の敷地には、格調ある建築物と手入れの行き届いた植栽が施され、まとまりのある景観を形成しており、これらは、御所の緑と呼応して良好な景観を形成している。

こうした景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、御所に面した敷地にあつては、御所の緑と調和するよう生垣を設ける等、植栽に特段の配慮をする。また、道路に面する外壁面については、3階以上の壁面を1階の壁面から後退させるほか、空地を十分に設け、生垣等を設けるようにする等、緑豊かな景観の保全、形成を図る。さらに、建築物については、勾配屋根に日本瓦ぶき等とする等、和風意匠を採り入れることにより、風格ある景観形成を図る。

③ 二条城 <29>

二条城地域は、世界遺産として登録された二条城及びその周辺から構成される。

二条城の南には、平安京の禁苑であった神泉苑や近世の陣屋遺構である二条陣屋を残し、歴史的景観を彩っている。一方、堀川通を挟んで二条城の東には高層ホテルが立地し、西側には所司代屋敷の跡地に学校等の公共施設が立ち、新旧共存した変化ある景観を形成している。これらの歴史的資産を保全し、それを生かした都市景観の保全、形成を図ること

をこの地域の景観形成の基本方針とする。

このため、二条城に面する建築物については、二条城の明るい色調の石垣や緑と調和するように配慮し、その他の地域においては、町並みの基調となっている京町家と調和させるとともに、日本瓦等の特定勾配屋根を設ける等、世界遺産周辺にふさわしい歴史的景観の保全を図る。

④ 先斗町 <30>

三条通南から四条通間の先斗町通の両側からなる先斗町地域は、江戸時代の鴨川改修に伴い、整備された地域である。鴨川に張り出した納涼床と先斗町通に面した狭い敷地に、茶屋様式の伝統的建造物が連担する町並みは、京都を代表する景観である。こうした特色ある景観特性の継承を、この地域の景観特性の基本方針とする。

このため建築物は、先斗町通及び鴨川に面して日本瓦又は銅板ぶきの切妻平入とし、格子戸等の伝統的建築様式（茶屋）やそれらを継承したデザインを採用することにより、茶屋町の景観を保全する。また、歴史的な細街路である先斗町通に面する建築物は、3階以上の壁面を1階の外壁面から十分に後退させることにより、圧迫感を低減し、京都らしい歴史的な細街路の景観を保全する。

さらに、鴨川に面する建築物については、河川側の外壁面も適切に整備することにより、良好な鴨川の河川景観の保全を図るとともに、河川側にエアコンの室外機等を設置する場合は、鴨川からの眺めにも配慮して、格子等で修景するように誘導する。

⑤ 祇園・清水寺周辺 <31>

祇園・清水寺周辺地域は、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺等の由緒ある社寺建築物と産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、五条坂、ちゃわん坂等の道に沿って立ち並ぶ江戸時代末期から昭和初期にかけての京町家からなる町並み等、通りごとに特性が異なる景観が融合している。江戸時代から明治時代にかけて建てられた京町家を残す産寧坂や大正時代に住宅地として開発された石塀小路は、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区に指定し、歴史的風景の保全に努める。こうした景観特性を継承することをこの地域の景観形成の基本方針とする。

建築物は、それぞれに趣のある伝統的な店舗を構え、京町家の伝統を生かした趣の異なる特性を呈している。このため、道路に面する3階以上の外壁面を、1階の外壁面より十分に後退させることにより、2階建を基本とした京町家の町並み景観との連続性を維持する。また、日本瓦ぶきの特定勾配の屋根とし、真壁造、格子戸等の和風意匠を継承したデザインを取り入れることにより、歴史的町並み景観に配慮した景観の整備を行う。さらに、数奇屋造や民家の様式も適切に取り入れ、多様であるが統一感のある町並み景観を形成する。

⑥ 本願寺 <32>

本願寺地域は、大伽藍がらんを持つ東・西本願寺と涉成園及びその周辺から構成され、寺内町及び門前町として発展した地域である。

両本願寺の寺内町には、仏壇・仏具・人形等の地場産業の生産と販売を兼ねた店舗及び参拝者宿坊である和風旅館が軒を連ねている。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

両本願寺に面する建築物にあつては、重厚な本願寺の建築物と調和するように和風を基調とし、寺内町の風情を保全するよう誘導する。その他の敷地においては、町並みの基調となっている京町家との調和を図るため、日本瓦ぶきの特定勾配屋根を基調とし、低層階に格子等の和風意匠を継承した外観に配慮することにより、寺内町の雰囲気を継承する落ち着いたある町並み景観の保全を図る。

⑦ 東寺 <33>

東寺地域は、東寺及びその周辺の市街地から構成され、東寺の門前町として発展してきた地域である。広大な東寺の寺域を取り囲む築地塀越しに見える木造建築の堂宇や五重塔の姿は、京都を代表する風景の一つである。こうした景観特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため建築物は、門前町の風情の保全に配慮するとともに、東寺に面する敷地にあつては、築地塀や五重の塔、金堂等の大規模な木造建築物に配慮した和風基調の町並みを保全、創出し、その他の敷地においては、町並みの基調となっている京町家との調和を図るため、日本瓦又は銅板ぶきの特定勾配屋根を設け、低層階に格子等の和風意匠を継承したデザインを取り入れる等、門前町の雰囲気を継承した落ち着いたある町並み景観の保全、創出を図る。

⑧ 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区 <34>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 2 歴史的景観保全修景地区（1）祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区」に定める。

⑨ 祇園町南歴史的景観保全修景地区 <35>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 2 歴史的景観保全修景地区（2）祇園町南歴史的景観保全修景地区」に定める。

⑩ 上京小川歴史的景観保全修景地区 <36>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 2 歴史的景観保全修景地区（3）上京小川歴史的景観保全修景地区」に定める。

⑪ 伏見南浜界わい景観整備地区 <37>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（1）伏見南浜界わい景観整備地区」に定める。

⑫ 三条通界わい景観整備地区 <38>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（2）三条通界わい景観整備地区」に定める。

⑬ 上賀茂郷界わい景観整備地区 <39>

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（3）上賀茂郷界わい景観整備地区」に定める。

地区（3）上賀茂郷界わい景観整備地区」に定める。

⑭ **千両ヶ辻界わい景観整備地区 <40>**

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（4）千両ヶ辻界わい景観整備地区」に定める。

⑮ **上京北野界わい景観整備地区 <41>**

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（5）上京北野界わい景観整備地区」に定める。

⑯ **西京極原界わい景観整備地区 <42>**

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（6）西京極原界わい景観整備地区」に定める。

⑰ **本願寺・東寺界わい景観整備区 <43>**

「第5 市街地景観の良好な景観に関する地区別の詳細な方針 3 界わい景観整備地区（7）本願寺・東寺界わい景観整備地区」に定める。

(6) 沿道型美観地区

沿道型美観地区は、歴史的市街地における沿道景観にふさわしい、通りごとの特性を踏まえた、まとまりのある沿道景観の保全、形成を図る。この地区は、歴史的市街地内を東西・南北に走る幹線道路から構成され、田の字地区の幹線道路を含む。

沿道ごとの景観特性を生かして、良好な景観を形成することを、この地区の景観形成の基本方針とする。

この地区においては、高層建築物が建つことをかんがみ、沿道の圧迫感を低減するために、低層部に石貼り等の自然素材を用いる等、落ち着きある歩行者空間を確保する。また、屋根については、低・中層建築物は勾配屋根又は勾配屋根に類似した目隠しルーバー等を有する良好な屋上景観を形成することとし、高層建築物は、それらの基準に加え、外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けることにより、スカイラインを整える。さらに、壁面についても、突出物を設けず、インナーバルコニーとする等、壁面を整えることに努めることにより、高層建築物が連担しつつも、整然とした沿道景観の保全・創出を図る。

【都心部幹線地区】

① **御池通 <44>**

御池通地域は、木屋町通から堀川通までの御池通及びその沿道（二条城歴史遺産型美観地区内の御池通を除く。）から構成される。御池通は、第二次世界大戦時、防火帯として沿道にあった家屋等が強制疎開され、拡張された道路であり、その跡地に、50メートルの都市計画道路として整備されたものである。平成15年6月には街路整備事業が完了し、現在では、都心部のシンボルロードとして機能している。

また、御池通は、祇園祭や時代祭の巡行路でもあり、都市の祝祭空間のみならず、東山、西山への眺望を享受することができる京都を代表する幹線道路である。その主要幹線道路沿道に建つ高層建築物については、高さ等を揃えるように努め、統一感のあるスカイライ

ンの形成を図る。

なお、木屋町通から堀川通の間については、「御池通沿道景観形成地区 沿道景観形成計画」を策定し、道路の整備と一体となった市街地景観の整備を進めている。

良好な景観の形成に関する詳細な方針については、「第5 市街地景観の整備に関する地区別方針 4 道路の整備と一体となった市街地景観の整備」に定める。

② 四条通 <45>

四条通地域は、木屋町通西側から大宮通までの四条通及びその沿道から構成される。四条通は、京都の中心的な幹線道路であり、祇園祭の山鉦が巡行する道路でもある。商店街やビジネス街等、エリアによって様々な性格を有し、京都で最も人通りの多い道路のひとつである。また、四条通沿道から東山方面を眺める八坂神社を点景とする東山への眺望景観は、京都らしい通り景観といえる。こうした景観の特性を継承することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため、四条通に面する建築物の外壁面の位置をできる限り道路境界から後退させ、さらに1, 2階の壁面を十分に後退させることにより、ショーウインドー等を設置する等、魅力ある歩行者空間を確保するよう誘導を図る。

また、沿道の商業施設により、東山への眺望を阻害されないよう、沿道の建築物の色彩に配慮し、屋上、塔屋等の形態意匠に配慮する等により屋上景観の整備に努める。さらに、幕掛け等の祭事の演出装置にも配慮することにより、良好な沿道景観の保全、創出を図る。

③ 五条通 <46>

五条通は、東山の東山本願寺から歴史的市街地を西へ貫く大動脈で、戦時中の強制疎開により50メートルの広い幅員を有する道路となった。鴨川以東の沿道には、清水焼の店舗等が並び、烏丸通にかけて南側に寺院が立ち並んでいる。また、清水寺を点景とする五条通から東山への眺望は、京都らしい通り景観である。こうした地域の景観特性の形成をこの地域の景観形成の基本方針とする。

このため、五条通に面する建築物の外壁面の位置をできる限り道路境界から後退させ、さらに、1, 2階の壁面を十分に後退させることにより、ショーウインドーを設置する等、魅力ある歩行者空間を確保するよう積極的に誘導を図る。また、沿道の商業施設により東山への眺望を阻害されないよう、建築物の色彩、屋上、塔屋等の形態意匠に配慮する等により屋上景観の整備に努める。

④ 河原町通 <47>

河原町通地域は、御池通から六条通北側までの河原町通及びその沿線から構成される。河原町通は、秀吉が築いた御土居の外側に沿って開かれた道である。今日では、京都で最も賑わいのある繁華街であり、交通の要衝にもなっている。賑わいのある、歩いて楽しい通り景観を形成することを、この地域の景観形成の基本方針とする。

このため建築物の外壁の位置はできる限り道路境界から後退させ、1, 2階の壁面を、

十分に後退することにより、魅力ある歩行者空間の確保や、通りに面してショーウィンドー等の設置を積極的に誘導し、賑わいのある歩行者空間の形成及び夜間景観の賑わいの創出を図る。

また、まとまりのある町並み景観を形成するため、周囲の建築物とできる限り色彩を統一するとともに、屋上、塔屋等に配慮した屋上景観の整備等に努める。さらに、祇園祭の巡行路にかんがみ、幕掛け等の祭事の演出装置にも配慮することにより、沿道景観の保全、創出を図る。

⑤ 烏丸通 <48>

烏丸通地域は、竹屋町南側から鍵屋町通の間の烏丸通及びその沿道から構成される。平安京の烏丸小路にあたる烏丸通は、大正期に御所と京都駅を結ぶ道路として拡張され、銀行建築等、近代建築物が立ち並ぶ京都随一の格調ある通り景観である。さらに、地下鉄烏丸線が開通し、交通機能が強化されたことにより、業務集積だけでなくホテルや物販施設等、賑わい施設が増え、賑わいのある通りが形成されつつある。こうした地域の景観特性の継承を、この地域の景観形成の基本方針とする。

沿道に残る銀行等の歴史的な建築物の保存を図るとともに、地域の景観の特性を継承し、格調高い建築デザインを採用する。道路に面した建築物の外壁面は道路境界から後退させ、さらに1、2階の壁面を十分に後退する等、魅力ある歩行者空間を確保するよう誘導する。沿道に建つ高層建築物については、高さ等を揃えるように努め、統一感のあるスカイラインの形成を図る。

また、良好な歩行者空間を確保するとともに、夜間景観等の整備に努める。

⑥ 堀川通 <49>

堀川通地域は、紫明通から六条通の間の堀川通及びその沿線（二条城歴史遺産型美観地区内を除く。）から構成される。堀川通は京都の中心部を南北に貫く主要道路のひとつであり、正確には堀川の東側を東堀川通、西側の幹線道路を堀川通と称する。堀川通は、終戦間際に空襲対策の火除け地として拡張され、戦後50メートル道路として整備されたものであり、現在の堀川通の沿道には、高層の共同住宅が立ち並びつつある。また、近年、堀川通沿いを流れる堀川にせせらぎを戻す計画が進行している。こうした堀川の水辺と沿道の樹木等の景観特性を生かして、良好な沿道景観の保全、創出を図ることを、この地域の景観形成の基本方針とする。

そのため、今出川通から丸太町通の間の東堀川通に面する建築物については、4階以上の壁面を3階以下の壁面より十分に後退させることにより、圧迫感を低減し、堀川水辺環境整備と併せて良好な水辺景観の保全、創出を図る。

【三条通地区】

⑦ 三条通 <50>

三条通地区は、蹴上から三条大橋間の三条通から構成される。東海道の起終点である三条大橋以東、蹴上までの間の三条通沿道には店舗や旅館などが連なり、旧街道の名残を現

在に伝える。特に、東大路以東は、伝統的木造建築物やホテルが連なり、蹴上発電所やインクラインなどの近代化遺産を残す。この通りにあっては、沿道の社寺、或はインクラインなどの近代化遺産越しに東山の山並みを眺望することができ、東山との距離を忘れさせる場所が数多く残されている。こうした地域の景観特性の継承を、この地区の景観形成の基本方針とする。

このため、沿道に面した建築物等は高さを押さえ、京都らしい繊細で洗練された勾配屋根を持つ和風意匠による通り景観の保全に配慮する。

2 美観形成地区における良好な景観の創出に関する地域別方針

(1) 市街地型美観形成地区

この地区は、歴史的市街地内にあり、昭和初期にすでに市街地が形成されていた地域であり、京都らしい繊細で洗練された意匠を継承した新たな建築を誘導する。

① 小山 <51>

小山地域は、賀茂川、北大路通、紫明通及び堀川通に囲まれた地域であり、市電が開通してからは、閑静な住宅地として整備されていった。また、大谷大学、京都教育大学付属小・中学校等の教育施設等が集積する文教地区でもある。

このため敷地には、門、塀又は生垣等を設置することにより、連続した落ち着いたのある町並み景観の形成を図るとともに、紫明通に面する建築物については、紫明通の街路樹と調和するように、屋上景観等の整備に努めることにより、魅力的な街路景観の形成を図る。

② 高野 <52>

高野地域は、高野川、北大路通、御蔭通、東大路通に囲まれた地域である。古くは大原道（鯖街道）沿いに民家が点在していたが、昭和初期に京都市に編入され、市電が開通してからは、閑静な住宅地として整備されていった。東大路通に面して立地していた旧鐘淵紡績の工場敷地は、現在、UR都市再生機構（当時の日本住宅公団）の東大路高野団地として整備されている。この団地には、中高層建築物が混在しているが、敷地には空地が十分取られ、効果的に植栽されているため、周囲への圧迫感を低減している典型的な例である。植栽をはじめ、京都らしい繊細で洗練された形態意匠を現代建築に生かすとともに、屋上景観等の整備に努めることにより、良好な市街地景観の創出を図る。

③ 西ノ京 <53>

西ノ京地域は、丸太町通、千本通、御池通及び西大路通で囲まれた地域であり、昭和初期に西大路通が完成し、市電が開通してから、その沿道が急速に市街地化され、中小の工場の進出により、製造の拠点ともなっている。

このため、建築物は、住工の共存を図るため、敷地周囲に十分な空地を設け、植栽を誘導するとともに、建築物の色彩の配慮や屋上景観等の整備に努めることにより、新しい市街地景観の創出を図る。

④ 壬生・朱雀 <54>

御池通、千本通、島原（本願寺周辺美観地区）の北及び五条通、西大路通に囲まれた地域と、堀川通と大宮通の間の五条通の南北の地域から構成される。

西ノ京と同様に、大正期以降に徐々に市街化し、壬生寺等の史跡や京町家等を残す歴史的な町並みの中に、中小の工場が建築された工業と住宅が共存した地域である。

このため、この地域の建築物は、通りの景観特性に応じて、京町家等の歴史的町並みを残す地域においては、外観に和風意匠等を取り入れるなど歴史的な町並み景観の形成を図り、その他の地域は、屋上景観等の整備に努め、良好な市街地景観の創出を図る。

⑤ 京都駅周辺 <55>

京都駅周辺地域は、北を両本能寺周辺の旧市街地型美観地区、東を鴨川西の岸型美観地区及び鴨東地区の旧市街地型美観地区、南を九条通、西を堀川通に囲まれた地域から、塩小路通と八条通に挟まれた京都駅一帯、堀川通、烏丸通、河原町通、七条通及び九条通の沿道型美観形成地区を除いた地域で構成される。京都の玄関口の周辺として、利便性を求めてホテルや共同住宅等が立ち並ぶ現代的な都市景観を構成している。

このため、この地域における建築物等は、歴史都市・京都の玄関口の周辺地域にふさわしい、建築物の色彩、屋上景観等の整備に努め、格調高いデザインとするとともに、京都らしい洗練された形態意匠の建築物とすることにより、良好な市街地景観の創出を図る。

⑥ 西七条・唐橋 <56>

この地域は、北を五条通及び本願寺周辺旧市街地型美観地区、西を西大路通、南を九条通、東を堀川通西側に囲まれた地域（本願寺歴史的遺産型美観地区を除く。）から構成され、当該地域内には、リサーチパークや中央卸売市場などの大規模公益施設を有するとともに、活気溢れる下町の風情を醸し出している。また、羅城門や西寺跡等の史跡にも恵まれている。

このため、この地域の建築物等は、通りの景観特性に応じて、京町家等の歴史的町並みを残す地域においては、外観に和風意匠等を取り入れるなどして歴史的な町並み景観の形成を図り、その他の地域は、屋上景観等の整備に努め、良好な市街地景観の創出を図る。

(2) 沿道型美観形成地区

沿道型美観形成地区は、歴史的市街地内にあるが、土地利用上、中高層建築物が多く、京都にふさわしい新たなデザイン建築物を誘導することにより、良好な沿道の町並み景観を形成する。

低層の建築物については、勾配屋根を基本として、地域の景観特性を踏まえ、良好な屋上景観の形成を図るものとする。また、中高層建築物については、勾配屋根又は勾配屋根に類似した目隠しルーバー等を有する良好な屋上景観とすることにより、京都らしい落ち着いたある通り景観の形成を図る。さらに、高層建築物はそれらの基準に加え、外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けることにより、スカイラインを整える。

【幹線地区】

① 北山・白川通 <57>

北山・白川通地域は、白川通から北山大橋の間の北山通及びその沿道から構成される。北山通は、昭和30年以降に整備された都市計画道路であり、沿道には府立植物園、府立総合資料館及び京都コンサートホール等の文化施設と京都ノートルダム女子大学などがあり、この間には瀟洒^{しょうしや}な飲食店や物販店が立ち並んでいる。

北山通を東行する際には、比叡山の遠望を楽しむことができ、さらに、北側は妙法を間近に眺めることができる。

このため、この地域における建築物は、地域の景観特性に調和させるとともに、屋上景

観等の整備に努め、良好な通り景観を創出する。

② 西大路・北大路通 <58>

西大路・北大路通地域は、北大路通から円町までの西大路通とその沿道及び大徳寺前から西大路通までの北大路通とその沿道から構成される。西大路通及び北大路通は、昭和初期に中心市街地を囲む環状道路として計画された幹線道路である。特に、北大路通の沿道には、大徳寺や船岡山等の観光名所があり、西行すると左大文字を眺望することができる。北大路通から連続する西大路通の北部の沿道には金閣寺や平野神社等の観光名所があり、北行すると左大文字山が正面に眺望できる。

このため、建築物は、外壁の位置を道路から後退し、夜間照明を工夫することにより賑わいのある歩行者空間の充実を図る。また、左大文字山の眺望を阻害することがないように、建築物の色彩や屋上景観等の整備に努め、良好な眺望や通りの景観の形成を図る。

③ 二条駅周辺 <63>

二条駅周辺地域は、千本通と御池通の交差に位置する二条駅を中心とした土地区画整理事業地及びその沿道から構成される。土地区画整理事業として、駅周辺に複合商業施設、大学等が立ち並ぶ現代的なターミナルとしての都市景観を形成している。

このため、この地域における建築物は、地域の景観特性に調和させるとともに、屋上景観等の整備に努め、良好な景観を創出する。

④ 京都駅前 <64>

京都駅前地域は、塩小路通と八条通に挟まれた京都駅一帯とその沿道の地域から構成される。大正3年に現在地に京都駅が移転した後、文字通り京都の玄関口となり、利便性を求めてホテルや百貨店等が立ち並ぶ現代的なターミナルとして都市景観を構成している。

このため、駅前においては、歴史都市・京都の玄関口にふさわしい、建築物の色彩、屋上景観等の整備に努め、格調高いデザインとするとともに、スカイラインを整えることにより、良好な景観を創出する。

⑤ その他沿道 <59>

その他沿道地域とは、歴史的市街地内で、北山・白川通、西大路・北大路通(円町以北)、二条駅周辺及び京都駅前の沿道型美観形成地区を除いた沿道とする。

歴史的市街地内の美観地区等に隣接する沿道は、周囲の良好な景観を分断することがないように、沿道の町並みの連続性と調和に配慮し、良好な景観を創出する。

【衣掛けの道地区】

⑥ 衣掛けの道 <60>

衣掛けの道地区は、金閣寺前から立命館大学正門前までの通り及びその沿道を含む。衣掛けの道という名称は、昭和末頃に地元主導によりつけられたものであり、金閣寺前から竜安寺を経て仁和寺に至る観光道路である。沿道の住宅地は、風致地区に指定し、景観規制を行っている。北山山ろくの風趣と垣間見える京都中心部を見下ろす、眺望を楽しめる代表的な沿道である。

このため、沿道に面した建築物は、京都らしい繊細で洗練された勾配屋根を基本とする和風意匠により通り景観の保全に配慮する。また、通りの眺めを阻害するような建築物の色彩を禁止するとともに屋上景観等の整備に努める。

3 美観地区等における良好な景観の形成に関する工作物の制限

土地に定着する工作物にあつては、15メートル以下とし、建築物に定着する工作物にあつては、当該工作物の最上部が当該建築物の最上部を越えないようにすることで、まとまりのある屋上景観を形成する。

また、位置、規模、形態及び色彩その他の意匠等に配慮することにより、周囲の町並み景観に違和感を与えないようにする。

第4 市街地景観の形成及び向上 【建造物修景地区】

1 建造物修景地区における良好な景観の形成に関する地域別方針

(1) 山ろく型建造物修景地区

北山や西山の山ろく部及び伏見・山科の山ろく部には、世界遺産をはじめとする数多くの歴史資産が集積しており、これらの歴史遺産及びその近接地は、これまで風致地区制度を活用して、自然・歴史的景観の保全を図ってきた。

山ろく型建造物修景地区は、その多くが風致地区と接しているため、自然風景との調和を図りながら、景観上は風致地区との整合性を図るため、3階以上の壁面を1、2階の壁面より十分に後退させることにより、周囲への圧迫感を低減させる。また、道路等の公共用空地に面しては、周囲の景観に配慮した塀や植栽等を設置するように誘導する。

① 北部 <1>

北山の山ろく部には、世界遺産の鹿苑寺（金閣寺）、賀茂別雷神社（上賀茂神社）等があり、その周辺は山ろくの自然景観に調和する良好な景観を形成する地域である。また、山々の内縁部には戸建住宅を中心とした良好な住宅地が広がっており、良好な景観を形成するとともに住環境の維持増進が必要な地域である。

このため、建築物は、特に世界遺産等の周辺において、勾配屋根を設け、壁面の色彩を自然との調和を旨とする暖色系の自然素材色とするなど、和風基調の町並み景観を形成する。

② 西部 <2>

西山の山ろく部は、世界遺産の西芳寺（苔寺）があり、その周辺は山ろくの自然景観に調和する良好な景観を形成する地域である。また、山々の内縁部には戸建住宅を中心とした良好な住宅地が広がっており、良好な景観を形成するとともに住環境の維持増進が必要である。

このため、建築物は、特に世界遺産である西芳寺周辺では、和風の勾配屋根を設け、壁面の色彩を自然との調和を旨とする暖色系の自然素材色とする等、和風基調の町並み景観を形成する。

また、洛西ニュータウンや京都大学桂キャンパス等の大規模施設については、地域にふさわしい詳細な形態意匠等を定めた総合的な計画等を作成するように誘導する。

③ 伏見・山科 <3>

伏見・山科の山ろく部には、世界遺産である醍醐寺があり、その周辺は山ろくの自然景観と歴史的資産とが調和した良好な景観を形成する地域である。また、山々の内縁部には戸建住宅を中心とした良好な住宅地が広がり、良好な景観を形成するとともに住環境の維持増進が必要である。

このため、建築物は、勾配屋根を設けるとともに、壁面の色彩にも自然との調和を旨とする暖色系の自然素材色を用いることにより、まとまりのある町並み景観を形成する。

また、小栗栖団地等の中高層の集合住宅については、地域にふさわしい詳細な形態意匠

等を定めた総合的な計画等を作成するように誘導する。

(2) 山並み背景型建造物修景地区

当該地区において、建築物は、背景となる山並みと調和するように、勾配屋根を設けるなど、屋上景観に配慮するとともに、3階以上の壁面を後退させ、周囲の町並み景観に対して圧迫感を低減するよう誘導する。また道路等の公共用空地に面しては、周囲の景観に配慮した塀や植栽等を設置することにより、連続した町並み景観を形成する。

① 北山周辺 <4>

北山周辺地域は、北山通と北大路通の間にあり、身近に北山と東山を眺望することができる閑静な住宅地である。

このため、建築物は、背景の山並みに調和するよう、勾配屋根を設置するなど屋上のデザインと壁面の色彩等に配慮し、山並みと調和した落ち着いたある町並み景観の創出を図る。

② 太秦周辺 <5>

天神川から西、新丸太町通から南の太秦と称されるこの地域一帯は、広隆寺や蚕ノ社などの歴史的資産を残す。またこの地域は、嵐山や小倉山、さらに嵯峨野・御室の住宅地の背景にある北山に^{いばら}圍繞された地形を呈している。

このため、建築物等は、背景の山並みに調和するよう、勾配屋根を設置する等の屋上のデザインと壁面の色彩に配慮する。また、生垣を設ける等、敷地内の植栽を誘導することにより、山並みと調和した落ち着いたある町並み景観の創出を図る。

③ 西山周辺 <6>

桂川右岸のこの地区は、身近に西山を眺望できる良好な住宅地である。

建築物は、勾配屋根を設けることによりまとまりのある屋上景観を形成し、また壁面の色彩に配慮し、道路など公共の用に供する空地側には、門扉、塀、生垣等を設けることにより落ち着いたある町並み景観を創出する。

④ 右京の里 <7>

右京の里は、昭和40年に阪急電鉄により開発された住宅地であり、周辺に善峰川と小畑川が流れ、田畑が広がる自然豊かな閑静な住宅地である。

建築物は、背景の山並みに調和するよう、勾配屋根を設け、壁面の色彩に配慮する。また、生垣を設ける等敷地内の植栽を誘導する。

(3) 岸辺型建造物修景地区

① 桂川（JR 架橋以北の桂川岸辺） <8>

京都の河川を代表する桂川は、渡月橋より上流を保津川又は大堰川と称され、南流して木津川・宇治川と合流して淀川となる。河川敷からは、京都では貴重な嵐山をはじめとする広がりのある眺望景観を楽しむことができる。

このため、建築物は、河川敷からの眺望を阻害することがないように、勾配屋根等を設ける等により、屋上景観を整えるとともに、壁面に自然との調和を旨とする暖色系の自然素

材色等を使用し、桂川などの自然景観との調和を図る。さらに、外壁面等の分節化を図り、河川や道路に面して、植栽等を誘導することにより、良好な岸辺景観を形成する。

(4) 町並み型建造物修景地区

地域の既存の景観資源を生かしながら地域ごとの景観の向上を目指す。特に、道路や河川等に面した側については、緑豊かな潤いのある町並み景観を形成するため植栽等を誘導する。

① 葛野周辺 < 9 >

天神川から東、西大路から西に位置するこの地域は、ものづくり都市・京都を代表する工場と住居が共存する地域である。

このため、この地域で工場等を建築する場合には、緑化の誘導や周辺の農地等に配慮した色彩とする。また、この地域で中高層建築物を建築等する場合には、生活に潤いを与えるよう、建築物の屋上デザインと壁面の色彩に配慮するほか、生垣を設ける等敷地内の植栽を誘導する。

② 吉祥院周辺 < 10 >

桂川左岸に位置し、京都近郊の農村地として開けた地域である。菅原氏の所領となって天満宮が建立されたところであるが、近年は工場地帯として発展し、旧集落を中心に住宅地が広がり、この間に農地等が点在する地域である。

工場等については、緑化の誘導や周辺の農地等に配慮した色彩とし、住宅などについては、生活に潤いを与えるよう、壁面の色彩に配慮するとともに、生垣を設ける等、敷地内の植栽の誘導を図る。

③ 九条周辺 < 11 >

教王護国寺（東寺）周辺は、歴史的な町並みを残しているが、主に住宅地や学校などの教育施設が立ち並んでいる。

このため、建築物等は、まとまりのある町並み景観を形成するため、建築物の屋上デザインや色彩等の統一感を図る。

④ 竹田周辺 < 12 >

この地域は、伏見街道の西、高度集積地区の東に位置し、主に住宅地や学校等の教育施設が広がる地域である。

このため、大規模な建築物を有する敷地については、敷地内の緑化を誘導することにより、潤いのある都市景観を形成する。また河川に面する敷地については、良好な水辺空間を形成するため、水辺側の景観にも配慮する。

⑤ 久世・久我・羽束師 < 13 >

桂川右岸は、京都近郊の農村地として拓けた地区であり、近年では農地の間に住宅や工場が見られるようになってきた。

このため、工場等の大規模な建築物を有する敷地については、敷地内の積極的な緑化の誘導を図ることにより、周囲の農地との調和を図る。また、桂川沿いの敷地については、河川敷から見た際にまとまりある住宅地を形成するために、建築物の屋上のデザインと外

壁の色彩に配慮する。

⑥ 淀・横大路 <14>

淀・横大路地域は、桂川の左岸に位置する工業地帯であるが、宇治川、木津川との三川合流地近くには淀城跡を残し、その周辺には住宅地が広がる。

このため、工場等の大規模な建築物を有する敷地においては、敷地の緑化や屋上緑化等を図る。また、住宅等については、統一した町並み景観を形成するために、建築物のデザインと壁面の色彩に配慮する。

⑦ 伏見桃山・向島 <15>

伏見桃山・向島地域は、宇治川に沿ったところに位置し、豊臣秀吉が築城し、後に徳川家康の居館となった伏見城があった場所である。昭和40年代に入ると向島団地や桃山団地が建設され、現在は住宅地となっている。このため、建築物等は、生活に潤いを与えるよう、デザインと壁面の色彩に配慮する。

⑧ 山科 <16>

山科地域は、京都の旧市街地と同様に、三方を山に囲まれた盆地景を形成している。この地の歴史は平安京より古いとされており、現在は主に住宅地となっている。このため、建築物等は、生活に潤いを与えるよう、建築物のデザインと壁面の色彩に配慮する。

2 建造物修景地区における良好な景観の形成のための行為の制限

建造物修景地区における景観法第16条第3項又は第6項の規定による規制又は措置の基準として、良好な景観の形成のための行為に関する制限を以下のとおり定める。

【用語の定義】

- 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- 高層建築物 : 高さが15メートルを超える建築物をいう。
- 軒の出 : 外壁面（木造にあつては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、^{そばのき}傍軒ともいう。
- けらばの出 : 外壁面（木造にあつては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度、かつ、中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- 市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度、かつ、中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

【建築物及び工作物の高さの算定方法】

建築物及び土地に定着する工作物の高さは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定の例により算定するものとし、建築物に定着する工作物の高さは、設置された部分からの高さとする。

(1) 良好な景観の形成に資する建築物の形態意匠の制限

ア 形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）

- (ア) 屋根の色彩
 - ・日本瓦及び平板瓦は，原則としていぶし銀とすること。
 - ・銅板は，素材色又は緑青色とすること。
 - ・銅板以外の金属板及びその他の屋根材は，原則として光沢のない濃い灰色，光沢のない黒及び光沢のない濃い茶色とすること。
- (イ) 塔屋等の高さ（当該塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は，3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち31 m高度地区又は25 m高度地区においては4 m）以下とすること。ただし，機能上必要であり，かつ，建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち31 m高度地区又は25 m高度地区においては4 m）を超えず，地域の良好な景観の形成に支障がないと認められる場合は，この限りでない。
- (ウ) 塔屋等の位置，規模及び形態意匠については，建築物の本体と均整がとれたものとする。
- (エ) 建築物の外壁は，傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし，良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては，この限りでない。
- (オ) 主要な外壁に使用する材料は，光沢のないものとする（ガラス及び自然素材を除く。）。
- (カ) 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし，着色を施していない自然素材は除く。
 - (1) R（赤） 系の色相で，彩度が6を超えるもの
 - (2) YR（黄赤）系の色相で，彩度が6を超えるもの
 - (3) Y（黄色）系の色相で，彩度が4を超えるもの
 - (4) GY（黄緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
 - (5) G（緑） 系の色相で，彩度が2を超えるもの
 - (6) BG（青緑）系の色相で，彩度が2を超えるもの
 - (7) B（青） 系の色相で，彩度が2を超えるもの
 - (8) PB（青紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの
 - (9) P（紫） 系の色相で，彩度が2を超えるもの
 - (10) RP（赤紫）系の色相で，彩度が2を超えるもの
- (キ) 屋上に設ける建築設備は，ルーバー等で適切に修景し，建築物の本体と調和したものとする。
- (ク) 公共の用に供する空地に面して，駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は，周囲の景観と調和する門，塀又は生垣等を設置するなど，町並

みの連続性に配慮すること。

イ 形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）

(7) 山ろく型建造物修景地区

低層建築物	屋根	・勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上、けらばの出は 30cm 以上）とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものは、この限りでない。
	屋根材等	①北部地区：日本瓦，金属板又はこれらと同等の風情を有するものとする。
		②西部地区，③伏見・山科地区：日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。 ・和風を基調とする外観意匠とすること。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。
その他	・公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は，設備機器の前面に格子等を設置し，又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。	
中・高層建築物	屋根	・勾配屋根（原則として軒の出は 60cm 以上）とすること。ただし，良好な屋上の景観に配慮されたものは，この限りでない。
	屋根材等	・日本瓦，金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため，道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	・公共の用に供する空地に面して，クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は，設備機器の前面に格子等を設置し，又は色彩を建築物と合わせること等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

(イ) 山並み背景型建造物修景地区

低層建築物	屋根	・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施し、若しくは屋上を緑化すること等により、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	・日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとする。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。
中・高層建築物	屋根	・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	屋根材等	・地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。

(ウ) 岸辺型建造物修景地区

低層建築物	屋根	・勾配屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とすること。ただし、良好な屋上の景観に配慮されたものは、この限りでない。
	屋根材等	・日本瓦、金属板又はその他の材料で当該地区の風情と調和したものとすること。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	・公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物に合わせる等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。
中・高層建築物	屋根	・勾配屋根又は屋上のパラペットの形状等により勾配屋根に類似する工夫を施すなど、良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	屋根材等	・地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとすること。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行うこと。
	屋根以外の色彩	・自然景観と調和する色彩とすること。
	その他	・公共の用に供する空地に面して、クーラーの室外機や給湯器等の設備機器を設ける場合は、設備機器の前面に格子等を設置し、又は色彩を建築物に合わせる等により建築物の本体と調和するよう配慮すること。

(I) 町並み型建造物修景地区

低層建築物	屋根	・勾配屋根又は良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	屋根材等	・地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行う事。
	屋根以外の色彩	・市街地の町並みと調和する色彩とする事。
中・高層建築物	屋根	・勾配屋根又は良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	屋根材等	・地域特性を踏まえた良好な屋上の景観に配慮されたものとする事。
	外壁等	・周辺への圧迫感の低減を図るため、道路からの十分な後退又は外壁面の分節等の配慮を行う事。
	屋根以外の色彩	・市街地の町並みと調和する色彩とする事。

ウ 形態意匠の制限に関する基準の適用除外等

(ア) 公益上必要な建築物等に関する特例

次のいずれかに該当する建築物で、当該建築物が存する地域の景観の形成に支障がないと認められるものについては、「ア 建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」及び「イ 建築物の形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）」に掲げる基準を適用しないことができる。

- ① 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
- ② 市街地環境の整備改善等に資するため総合的に計画された建築物で、基準を適用することが適切でないと認められるもの

(イ) 仮設建築物等に関する適用除外

次のいずれかに該当する建築物については、景観の形成上支障がない範囲において、「ア 建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」及び「イ 建築物の形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）」に掲げる基準の全部又は一部を適用しないことができる。

- ① 景観計画において良好な景観形成に関する行為の制限が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、敷地の規模、形状等により基準に適合させることが困難と認められるもの
- ② 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
- ③ 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
- ④ 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
- ⑤ 文化財保護法の規定により、登録有形文化財として登録された建築物
- ⑥ 京都府文化財保護条例の規定により、府登録有形文化財として登録された建築物
- ⑦ 京都市文化財保護条例の規定により、市登録有形文化財として登録された建築物

(2) 良好な景観の形成のための工作物の形態意匠等の制限

ア 高さに関する行為の制限

- (ア) 土地に定着する第2類工作物（京都市市街地景観整備条例第2条に規定する「第2類工作物」をいう。以下同じ。）にあつては、高さが20mを超えないこと。
- (イ) 建築物に定着する第2類工作物にあつては、当該建築物の最上部を超えないこと。

イ 形態意匠に関する行為の制限

- (ア) 建造物修景地区の種別に応じ、下表に示す色彩とすること。

建造物修景地区の種別	色彩
山ろく型建造物修景地区	自然景観と調和する色彩
山並み背景型建造物修景地区	
岸辺型建造物修景地区	
町並み型建造物修景地区	市街地の町並みと調和する色彩

- (イ) 基調となる色彩には、「ア 建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」に定める色彩を使用しないこと。
- (ウ) 建築物に定着する工作物にあつては、上記(ア)及び(イ)に加え、建築物との調和に配慮した色彩とすること。
- (エ) 形態意匠は、周辺の町並み及び屋上景観に違和感を与えるものではないこと。

ウ 携帯電話用アンテナの制限（高さ1.5メートル以下を含む）

建築物の外壁面に設置する場合は、その色彩を当該外壁面の色彩に合わせ、上空に突出する場合は、原則として灰色とすること。ただし、公共の用に供する空地から容易に望見できない場合は、この限りでない。

エ 太陽光発電装置の制限

太陽光発電装置については、屋根材と一体となったものとし、その色彩が屋根の色彩と同様で景観上支障がないものとする。ただし、公共の用に供する空地から容易に望見できない場合は、この限りでない。

オ 形態意匠等の制限に関する基準の適用除外等

次のいずれかに該当する工作物で、当該工作物が存する地域の景観の形成に支障がないと認められるものについては、上記アからエまでに掲げる基準を適用しないことができる。

- ① 公益上必要な工作物で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
- ② 特に優れた意匠を有する工作物で、基準を適用することが適切でないと認められるもの

3 建造物修景地区における緑化の推進

大規模な建築物にあつては、都市緑化に資するため建築物の周囲に十分な植栽を行うよう努めること。

第5 市街地景観に関する良好な景観の形成に関する地区別の詳細な方針

1 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため定める地区である。

伝統的建造物群保存地区においては、文化財保護法及び京都市伝統的建造物群保存地区条例に基づき、地区ごとに保存に関する計画（「保存計画」）を定めるとともに、現状変更の規制や修理、修景等の経費の一部を補助する等、地区の保存のために必要な措置を実施し、良好な都市環境の保全、市民の文化的向上を図る。

伝統的建造物群保存地区の面積

名称	面積 (ha)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約 8. 2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約 1. 4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約 2. 6
上賀茂伝統的建造物群保存地区	約 2. 7
合計	約 14. 9

(1) 産寧坂伝統的建造物群保存地区 【別図7】

ア 地区の区域

産寧坂伝統的建造物群保存地区として都市計画に定められた土地の区域

イ 発祥と沿革

東山山ろくに位置する当該地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社等の門前町としてはじまったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代の市街地の拡大をみて、今日に至っている。

なお、現在の道に沿って立ち並ぶ茶店や伝統工芸品を商う店は、近世の名所巡りの系譜をひくものとみることができる。

また、石堀小路一帯は、明治時代末期から大正時代初期にかけて、貸家経営を目的とする宅地開発が行われて、今日に至っている。当地区の景観は、下河原通と高台寺北門通を結ぶ路地（石堀小路）に特徴があり、連続する石畳や石堀、石垣は、当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残し、京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 現況及び保存に関する基本的な考え方

当地区は、八坂ノ塔（法観寺）、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って立ち並ぶ江戸時代末期から大正時

代にかけての町家等が一体となって優れた歴史的風致を形成している。当地区内の建造物のうち伝統的建造物は、約65パーセントであり、江戸時代から明治時代にかけての建築であるむしこ造り町家、明治時代の本2階建町家、主として大正時代の変形町家、茶室建築の手法を取り入れた数寄屋風建築、道に面して門と塀のある和風邸宅、石堀小路において主として大正時代に建てられた石堀小路町家の6種類に大別される。そして、これらの建築物の1階部分を伝統工芸品を売る店舗にしているところも多く、それぞれに風趣のある伝統的な店構えをみせている。これらの特色ある建築物等は、主として同種類ごとに、又は他の種類とまじりあって群を構成し、それぞれに京町家の伝統を生かしながら趣の異なった特性を示している。

建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行い、併せて、良好な都市環境の整備を図る。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした伝統的建造物群に配慮する。

(2) 祇園新橋伝統的建造物群保存地区 【別図8】

ア 地区の区域

祇園新橋伝統的建造物群保存地区として都市計画に定められた土地の区域

イ 発祥と沿革

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化や芸能を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらにすすめていった。祇園の当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年（1712年）、祇園内六町の茶屋町として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、今日に至っている。

ウ 現況及び保存に関する基本的な考え方

当地区は、主として江戸末期から明治初期にかけての質の高い洗練された、町家が整然として立ち並び、さらに美しい流れの白川や石畳、樹木などと一体となって優れた歴史的風致を形成している。

現在、当地区内の建造物は、約75戸で、このうち伝統的建造物群を構成している伝統的建造物は、約70パーセントである。これらの伝統的建造物は、京風町家が祇園という地で、その用に応じて変化し、本2階建町家茶屋様式という一つの洗練された型を完成させたのである。そのほか、基本となる本2階建町家茶屋様式の変化型として、大正時代に生まれた本2階建町家へい造り様式、本2階建町家数寄屋風様式等が見られる。このような伝統的建造物は、主として同種類ごとに群を構成し、それぞれに祇園の芸能、生活文化にふさわしい洗練された統一感を示している。

当地区も近年、周辺のビル化などにより、その環境がしだいに変わりつつある現状にか

んがみ、建築物等の修理、修景、復旧等については、当地区の伝統的建造物群の特性に応じて行うほか、良好な都市環境の整備を図るものとする。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路及び白川を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした伝統的建造物群に配慮する。

(3) 嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区 【別図9】

ア 地区の区域

嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区として都市計画に定められた土地の区域

イ 発祥と沿革

嵯峨野は早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的文化遺産を残している。

この嵯峨野の西北に位置する鳥居本地区は、室町末期頃、農林業や漁業を主体とした集落として開かれた。その後江戸時代中期になると愛宕詣の門前町としての性格も加わり、江戸時代末期から明治・大正にかけてこの愛宕街道沿いには、農家、町家のほかに茶店等も立ち並ぶようになった。

ウ 現況及び保存に関する基本的な考え方

当保存地区は嵯峨野の西北愛宕街道に沿った長さ約600メートル、面積約2.6ヘクタールの地域である。その中ほどにある化野念佛寺を境として上地区と下地区に分けると愛宕神社の一の鳥居に近い上地区は主としてかやぶきの農家風、下地区は町家風の建物が周囲の美しい自然景観を背景に立ち並び、すぐれた歴史的風致を形成している。

現在、当保存地区の建造物のうち、伝統的建造物群を構成している伝統的建造物は約50パーセントである。これらの伝統的建造物は、大部分が江戸時代末期から明治にかけて建てられたもので、かやぶき平家建の農家風建物（くずや）、瓦ぶき平家建町家、瓦ぶきむしこ造り町家に大別される。

近年、化野念佛寺の参拝客の増加や社会経済事情の急激な進展により当保存地区もしいに変化しつつある現状にかんがみ、建造物の修理、修景、復旧等については、当保存地区の伝統的建造物群の特性に応じて行うほか、住民の生活向上を配慮しつつ良好な生活環境の保全に努めるものとする。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした伝統的建造物群に配慮する。

(4) 上賀茂伝統的建造物群保存地区 【別図10】

ア 地区の区域

上賀茂伝統的建造物群保存地区として都市計画に定められた土地の区域

イ 発祥と沿革

洛北、上賀茂神社の境内を流れる清流ならの小川が境内を出ると明神川と名を変えて東

に流れる。この辺りは、室町時代から上賀茂神社の神官の屋敷町として町並みが形成されてきたところである。

明治維新までの旧集落は、上賀茂神社の神官（社司と氏人）と農民が集住する特殊な性格を持つ集落であった。そこで一般に社家町とよばれるようになった。明治以後は京都の近郊農村的性格を徐々に強め、社家町の性格は薄らいでいった。

しかし、ここ明神川沿いには今日も社家が旧来のまま連担し、他所で滅びた貴重な社家町が清々しく残っている。

ウ 現況及び保存に関する基本的な考え方

当地区は、明神川に架かる土橋、川沿いの土堀、社家の門、妻入りの社家、土堀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸期にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区の伝統的建造物の特徴を述べると、社家の住宅は、主屋は切妻平屋建てで棧瓦ぶきが原則で妻入りのものと平入りのものがある。妻入りの場合には庇を付け、妻壁に独特の妻飾りをみせる。町家は、平入りで少しちを高くして2階に居室を設けるが、正面は、つしとし、じゅらく又はしっくい塗りの壁にむしこ窓を設け、柱と貫とで飾っている。また、本2階建てに建て替えられている町家も見受けられる。

現在、当地区の建造物は52戸で、このうち伝統的建造物群を構成している伝統的建造物は、約63パーセントである。

これらの伝統的建造物は、社家と町家の様式に大別できる。社家主屋の妻飾りに多少のバリエーションが見られるが全体の屋敷の構成はほぼ同じ様式である。特に明神川から前庭の池に取り入れた水を清いまま、元の明神川に返すという、水を介しての連帯ができているのが珍しい。

近年、周辺の区画整理事業なども完成し、これに伴い、一般住宅やアパートの建設が迫ってきている。そこで、この優れた上賀茂社家町の町並みを、そのまま修理あるいは修景することにより、当地区の伝統的建造物群の特性を保存し、良好な近郊住宅の環境の保全を図る。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした伝統的建造物群に配慮する。

2 歴史的景観保全修景地区

歴史的景観保全修景地区は、歴史遺産型美観地区に指定した区域において、市街地景観整備条例に基づき、歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものとして市長が指定する地区である。

歴史的景観保全修景地区においては、景観法に基づく認定制度を活用して建築物の形態意匠の制限を行い、京都市市街地景観整備条例に基づき、当該地区の歴史的な市街地景観の整備に関する計画（「歴史的景観保全修景計画」）を定めるとともに、建築物、第1類工作物及び第2類工作物の新築等又は模様替え等に対する制限、歴史的な様式の建築物等の修理又は修景に要する費用の補助等の措置を実施し、景観の保全及び修景を図る。

歴史的景観保全修景地区の面積

名称	面積 (ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

(1) 祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第24条第1項の規定に基づき、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区として指定された区域

「祇園新橋伝統的建造物群保存地区」と連携し、伝統的な町並みを継承するため、歴史的様式を継承する町家が連担する縄手通沿い、元吉町、弁財天町の一部、新門前通沿いの西之町、中之町、梅本町の一部の市街地で、面積約1.8ヘクタール

イ 町並みの形成の沿革

祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区を含む祇園新橋一帯は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋町として開発されたのが始まりである。また、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区は、浄土宗総本山知恩院の門前町として形成され、古くは茶道具商が立地した。円山公園にホテルが建築され、河原町通に出る散策道となり、古美術商が集まり、異国情緒豊かな町並みを形成した。また、祇園元吉の茶屋町と連続し、独特の雰囲気形成している。

祇園新橋一帯は、昭和49年に、京都市市街地景観条例により「祇園新橋特別保全修景地区」に指定され、その後、昭和51年に新橋通及び白川沿いの地区が文化財保護法による祇園新橋伝統的建造物群保存地区に指定された。この祇園新橋伝統的建造物群保存地区が茶屋様式の町家が主となって町並みを形成しているのに対して、祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区は店舗様式の商家が主となり町並みを形成している。これら一帯の市

街地は、業種構成に違いはあるが京風の木造建築が軒を連ね、地域個性豊かな町並み景観を継承している。

ウ 景観整備の目的

長い歴史の中で洗練され、優れた意匠・形態を有する京風町家で構成される町並み景観を後世に伝え、かつ魅力ある生業や生活が営めるように環境を維持・増進することを目的とする。

エ 地区の景観特色と整備方針

計画地は、飲食店、小売り店舗等の多種の店舗が存在する縄手通（大和大路）の一部と茶道具や古美術を扱う美術商が主業種である新門前通の町並みで構成している。縄手通は、業種が多様で、建築様式も多様であるが、都心の繁華街の賑わいの中にも地域固有の雰囲気を作り出している。また、新門前通は、美術品を扱う同業者町を形成しているが、家主の人格を象徴するように、一軒として同じ家屋がなく、風情を凝らした町家建築で町並みが構成されている。

中高層の非木造建築が増える中であって、木造の京風町家により形成される町並み景観を後世に継承し、更に、磨きをかけて京都らしい町並み形成を目指す。

オ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特色に配慮する。

(2) 祇園町南歴史的景観保全修景地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第24条第1項の規定に基づき、祇園町南歴史的景観保全修景地区として指定された区域

家屋の形態・意匠の異なる次の3地区で構成する。

I地区：祇園町南側地区

おおむね、祇園町南側の市街地で、面積約6.6ヘクタール

II地区：宮川町地区

おおむね、宮川筋3丁目から6丁目の市街地で、面積約2.1ヘクタール

III地区：八坂通地区

おおむね、東大路通から大和大路までの八坂通沿道市街地で、面積約1.5ヘクタール

イ 町並みの形成の沿革

建仁寺は、1200年代に開かれた最古の禅宗寺院で、その境内地を取り巻くように祇園町南地区の市街地が形成されている。16世紀後半、豊臣秀吉が方広寺、伏見城を築いたことにより、大和大路は、にわかにな人の往来が増え、通り沿いに町並みが形成された。

寛文6年（1666年）、宮川町通が開通し、同10年（1670年）に鴨川護岸の石積みも完成したことから、急速に宮川町の町並みが整い、歌舞伎の流行もあって、茶屋町

として発展した。

明治（1868年～）に入り、維新前夜の祇園の火災や洛中の戦火などにより衰退する京都の救済策として、建仁寺の塔頭を整理して町地とし、祇園町南側の町並みが形成された。また、大正初期、東大路通の開通を機に八坂通が築造され、沿道の町並みが形成された。

現在は、鴨東の山紫水明の地に、木造建築の宝庫として繊細で雅やかな町並み景観を生み出し、京都を代表する歴史的景観地区となっている。

ウ 景観整備の目的

長い歴史の中で洗練され、優れた意匠・形態を有する京風町家で構成される町並み景観を後世に伝え、かつ魅力ある生業や生活が営めるよう環境を維持・増進することを目的とする。

エ 地区の景観特色と整備方針

歴史的な様式を継承しながらも家主の人格が表されるように、洗練されたデザインで造られる家屋が連担する木造建築の宝庫として町が営まれてきた。茶屋様式の町家を主流としつつ、各家屋はそれぞれに形態・意匠を異にして、個性を発揮しているが町並みとしては、落ち着いたある洗練された風情を醸し出し、訪れる人に深い感銘を与える。これらの家作は、住まい手の美意識とそれを見事に表現する職人の作品であり、木造建築の芸術品と言え、この家作の伝統を継承し、さらに磨きをかけることにより、京都固有の町並み景観の粹を増進していく。

オ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特色に配慮する。

(3) 上京小川歴史的景観保全修景地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第24条第1項の規定に基づき、^{かみのきょうこかわ}上京小川歴史的景観保全修景地区として指定された区域

かつての西陣と東陣を分ける百々橋があった寺之内通沿い及び社寺や千家と町並みを共有する寺之内通から上御霊前通の小川通沿いの約2.1ヘクタールの地域である。

イ 町並みの形成の沿革

応仁元年（1467年）、寺之内通小川に掛かる百々橋を境に東軍と西軍に別れて「応仁の乱」が勃発し、京都の市街地は焼け野原となり、世は戦国時代を迎えた。以降、織物を主要産業として上京の町が復興される。その後、千利休の子孫が当地で茶道家を営むことになり、茶道文化の殿堂の地を形成してきた。

現在では、織屋、商家と社寺や茶道家の門構えが地域固有の町並みを構成し、他では見られない風雅な景観を呈している。

ウ 景観整備の目的

長い歴史の中で洗練され、優れた形態及び意匠を有する京風町家で構成される町並み景観を後世に伝え、かつ魅力ある生業や生活が営めるよう地域固有の環境を維持又は増進すること。

エ 地区の景観特色と整備方針

茶道家の表構えや大小の寺院、商家、織屋、しもた屋等多様な用途、形態及び意匠を有する建築物が調和を保って存在している。

この町並み景観は、しっとりとして落ち着いた風情を漂わせ、訪れる人に感銘を与える。これらの家作は、当該地で地場産業の発展を通じて磨かれてきた暮らしの美学によるものであり、今後のまちづくり、景観づくりに生かし、町並み景観の粋を増進していく。

オ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特色に配慮する。

3 界わい景観整備地区

界わい景観整備地区は、歴史遺産型美観地区の地域内で、京都市市街地景観整備条例に基づき、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものとして市長が指定する地区である。

これらの地区においては、市街地景観整備条例に基づき、当該地区における市街地景観の整備に関する計画（「界わい景観整備計画」）を定め、景観法に基づく認定制度を活用して、建築物の形態意匠の制限を行うと共に、市街地景観整備条例に基づき建築物、第1類工作物及び第2類工作物の新築等又は模様替え等に対する制限、重要界わい景観整備地域及び界わい景観建造物の指定、界わい景観建造物又は重要界わい景観整備地域内にある建築物その他の工作物の修理又は修景に要する費用の補助等の措置を実施し、市街地景観の整備を図る。

界わい景観整備地区の面積

名称	面積 (ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京樫原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

(1) 伏見南浜界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、伏見南浜界わい景観整備地区として指定された区域

おおむね、南北は油掛通から宇治川派流まで、東西は京町通から濠川西側沿いの堤道路までの範囲の、伏見美観地区のうちのまとまりのある町並み景観を示す約25ヘクタールに及ぶ地域である。

イ 景観の特性

この地区を含む伏見の旧市街地は、豊臣秀吉の城下町創設に始まり、以降400余年を経過した、我が国有数の歴史都市である。

伏見の景観の特性を形作るものは、まず、歴史の中で形成された都市基盤である。道路網においては、「四辻の四つ当たり」と呼ばれている中心線が偏心した交差点などが中世の城下町の面影を伝え、また、水路網においては、伏見城の外堀として開削され後に高瀬川とともに交通の動脈となった濠川などと、運河に面して設けられた船着場などが、近世

の水運業の都市としての隆盛を示している。

次に、この都市基盤上の、洗練された意匠を持つ小規模な町家と、伏見の伝統的産業の酒造業の振興によって生まれ、材質及び意匠ともに優れた大規模な酒蔵等の建造物である。これらが好対照を見せて立ち並び、近世から近代にかけて活況を呈した商都のたたずまいを今に伝えている。

特に酒蔵は、大規模な建造物でありながら、妻面が見せる深みのある陰影、しっくい壁、焼き板壁及び瓦屋根等が独自の風情を醸し出し、酒どころとして近代から今日まで生き続けている伏見の人々の気概をうかがわせている。

また、この地区には、多彩な地場産業や店舗、飲食店、業務施設が混住し、賑わいのある景観を形成しながらも、多くの市民の暮らしの空間である住宅と共存し、用途や様式の異なる建造物が、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持及び向上させること。
- (イ) 居住環境と業務環境の双方の向上に寄与する景観とすること。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特性に配慮する。

(2) 三条通界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、三条通界わい景観整備地区として指定された区域

三条通沿いの寺町通から新町通までの範囲の、まとまりのある町並み景観を示す、約7ヘクタールに及ぶ地域である。

イ 景観の特性

三条通は、近世、近代を通じて京都のメインストリートであった。近世においては、東海道の西の起点として、交通、物流の要所であり、旅籠、問屋、両替商等が立地していた。明治時代に入ると、文化・教育・金融・情報機関といった都心的機能が強化され、特に、寺町通と新町通の間には、京都の近代化を象徴する近代洋風建築及び伝統様式の商屋が集積した。

特に、高倉通から東洞院通にかけては、旧日本銀行、旧京都中央郵便局、繊維関係の大商社が立地し、近代京都の中心であった。現在、旧日本銀行は京都文化博物館別館として、旧京都中央郵便局は、中京郵便局として外観を保全しながら、活用されている。他にも近代洋風建築や伝統様式の商家が用途は変化しながらも、活用されており、明治の文明開化の面影を今に伝える都市文化軸として、公共建築、事務所、商家及び住宅等の用途や様式の異なる建造物が混在しながらもまとまりのある界わい景観を示している。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持及び向上させること。
- (イ) 活気とうるおいのある景観とすること。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特性に配慮する。

(3) 上賀茂郷界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、上賀茂郷界わい景観整備地区として指定された区域。

上賀茂神社の門前から明神川周辺の御菌口町、山本町、北大路町、岡本町、梅ヶ辻町、池殿町、中大路町、竹ヶ鼻町、向梅町、蟬ヶ垣内町のほぼ全域と菖蒲園町の一部の範囲のまとまりのある町並み景観を示す、約22ヘクタールに及ぶ地域である。

イ 景観の特性

この地区は、中世以降、賀茂六郷の中心にあつて、平安京の地主神社である上賀茂神社に仕える神官の住居（社家）や農家が混在する町として、明神川沿いを中心に発展してきた。

この地区内の明神川を中心とする水路は、上賀茂神社と結ばれる「神聖」なものであると同時に戦国期の動乱の中で、自衛施設として整備された「構」や「堀」のなごりであり、近世までは生活用水、現代では「すぐき」をはじめとするこの地区の農業生産用の用水路でもある。また、道路は多くのT字路を有し、この地区の景観を豊かなものとしている。更に、明神川の清流や神宮寺山の緑などの豊かな自然環境を背景として土塀、薬医門や腕木門、土塀越しに見られる前庭の樹々により形成される通り景観、通りからこれらを介して望見できる社家の豕扱首（いのこさす）による妻飾りや束と貫による妻飾り、農家の大屋根と深い軒、洗練された意匠の町家等が、ひなびた中にも厳しさを織り込んだ、まとまりのある界わい景観の特性を示している。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持及び向上させること。
- (イ) 隣接する上賀茂伝統的建造物群保存地区内の景観と調和する景観とすること。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、地区の景観の特性に配慮する。

(4) 千両ヶ辻界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、千両ヶ辻界わい景観整備地区として指定された区域

かつて、生糸を運ぶ車が往来した今出川通大宮、いわゆる千両ヶ辻を中心とし、西陣織り及び関連業が密度高く立地する区域で、北は寺之内通から南は笹屋町通まで、東は猪熊通から西は浄福寺通までの範囲の約37ヘクタールに及ぶ地域である。

イ 景観の特性

寺之内通小川に掛かる百々橋を境に東陣（細川軍）と西陣（山名軍）が対戦し、応仁の乱（1467年）が始まり、以降100年に及ぶ戦国時代に突入する。京都は、この戦乱で焦土と化し、その復興に20年を要したといわれる。西の陣があった辺りから、織物の生産が始まり、その名も西陣織と呼ばれ、一大産地に成長した。その拠点が今出川通大宮であり、千両箱が行き交うことから千両ヶ辻と称された。

当該地域は、西陣織及び関連業が軒を連ね、地場産業を基盤に商工混合の町並みを形成している。

時代とともに、業界もビル化や今様の建築に更新されてきたが、伝統的な家屋で生業を営むこだわり企業も多く、西陣の固有景観が維持されている。

一方、豊臣秀吉は京都を大改造したが、その一つの事業が寺之内通周辺に寺院を集め寺町を形成したことである。当該地にも本隆寺を始め、寺院の伽藍が望見でき、密集市街地のオアシスとなり、また、町並み景観のアクセントとなって、散策する人の目を楽しませている。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持又は増進すること。
- (イ) 地場産業の振興により形成されたまちづくりや家づくりの知恵と作法を評価し、町並み景観づくりに生かすこと。
- (ウ) 職・住が共存した、歩く魅力のあるまちづくりを行うこと。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特性に配慮する。

(5) 上京北野界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、上京北野界わい景観整備地区として指定された区域

七本松通以西の旧今出川通（以下「上七軒通」という。）沿いで茶屋が連たんする町並み及び五辻通や千本釈迦堂南門前の町並みで、町家が比較的密度高く立地している面積約9ヘクタールの地域である。

イ 景観の特性

市民の信仰を集める北野天満宮（947年祭祠）、千本釈迦堂（1221年建立）が建立され、それらの門前町として形成された歴史の古い市街地である。特に、北野神社の東門前に位置する北野上七軒は、京都では最も歴史の長い茶屋町で、門前町の賑わいと芸能文化の発展に寄与し、優雅で落ち着いた町並みを形成してきた。

一方、当地区は西陣機業の集中する市街地でもあり、その関連業も含む同業者町を形成し、職・住が共存した趣のある町並み景観を呈している。

上七軒通、七本松通、五辻通など通りごとに、町の機能や性格そして景観を異にし、地域の固有性を発揮している。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持又は整備すること。
- (イ) 地場産業の発展によって形成された町や家づくりの知恵や作法を評価し、町並み景観づくりに生かすこと。
- (ウ) 通りごとの景観特色をより鮮明にするよう景観づくりに配慮すること。特に、数寄と華が感じられる茶屋建築で構成される町並み景観は、地域特色を強調するものであり、後世にこれを伝えるとともに、魅力ある生業や生活が営めるよう環境の維持に努めること。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特性に配慮する。

(6) 西京樫原界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、西京樫原界わい景観整備地区として指定された区域

かつての山陰街道の京に最も近い宿場町の歴史を持ち、その盛時の面影を継承する旧山陰（丹波）街道沿いの市街地の樫原山ノ上町から石畑町の区間で、旧街道を中心に両側の農用地を含めた、面積約18ヘクタールの地域であり、「街道沿い地区」「街道北地区」及び「街道南地区」に分けて指定している。

イ 景観の特性

西山の山ろく地域に位置し、平安京造営の前から集落が営まれ、天皇の杜古墳などの古墳群、古社寺遺跡等が認められ、水と樹林に恵まれた豊かな農村集落が営まれていた。近世に入り、天下泰平の時代となり、人や物資の流通は全国に広がり、交通網が整備されていった。当地は、山陽や山陰地方から京の都に向かう交通の拠点の地で、京に最も近い宿駅に指定され、繁栄を極めた。当地区は、特に丹波や山陰地方から京都（旧山陰街道）や大阪（嵯峨街道）に向かう分岐点の宿駅の機能を持ち、人や物資の往来は、明治時代に入

り鉄道が開通し、普及するまで続いた。

当地区には大名の宿舎となる本陣が置かれ、旅人の利用の便を図る旅館や店舗などのサービス施設のみでなく物産の仲買を行う問屋も軒を並べ、その繁栄ぶりは現在の町並みからも読みとれる。街道筋の家屋の屋号の復元調査からも、かつては、大半の家屋で都市的な事業が営まれていたことが判かる。

鉄道（山陰線）の開通や国道9号の整備により、人と物資は車両輸送に切り替わり、それらの往来は影をひそめた。流通の町としての機能を閉じ、自然風趣と町並みが調和する静かな郊外集落として生きている。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持又は増進すること。
- (イ) 西山丘陵の山並みを背景に、銀鼠の棧瓦ぶき大屋根が街道筋に沿って一条に続く集落の景観を保全・整備すること。
- (ウ) 商いを主とする宿場町であると同時に、農産物の宝庫としての地でもあり、商・農共存の町づくりが展開された。深い軒先と広い土間の家づくりや、前庭とその植栽が形成する町並み景観が当地区の特色である。この街道町の空間づくりの風習や作法を評価し、景観づくりに生かすこと。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特性に配慮する。

(7) 本願寺・東寺界わい景観整備地区

ア 地区の区域

京都市市街地景観整備条例第28条第1項の規定に基づき、本願寺・東寺界わい景観整備地区として指定された区域

東西本願寺及び東寺を景観上の中心的な要素として、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域約26.5ヘクタールである。

また、この地域を、市街地の形成過程や景観特性等を踏まえて、次のとおり区分する。

(ア) 本願寺地区

おおむね七条通から花屋町通の間で、かつ、高倉通から堀川通の間の地域（面積約23.8ヘクタール）

(イ) 東寺地区

猪熊通の八条通から東寺道までの間、東寺道の猪熊通から大宮通までの間及び大宮通の針小路通から東寺道までの間の地域（面積約2.7ヘクタール）

イ 景観の特性

本願寺地区は、東西の本願寺の「寺内町」として400年余にわたり都市生活が営まれてきた歴史的市街地である。仏具、法衣等の宗教関連用品を扱う見世造りの商店、しもた

屋等の町家に見られた加敷天井、腕木びさし、木格子等の特徴ある様式を持った建築物、中小寺院の表構え、大寺院の躰等により形成される町並み景観は地区に固有のものである。

東寺地区は、平安遷都直後に官寺として建立された東寺を中心に開けた市街地である。鎌倉時代以降、大師信仰の興隆や、大宮七条に稻荷社御旅所があったこと等も影響し、次第に大宮通等いくつかの道筋で賑わいを見せるようになった。古都の玄関の象徴である五重の塔を背景とした町並みは、この地域らしい雰囲気醸し出している。

ウ 景観整備の目標

この地区においては、次に掲げることを目標にして、景観整備を行う。

- (ア) イに示した特色ある景観を維持し、又は整備すること。
- (イ) 多様な宗教関連用品を扱う店舗及び工房と多くの市民の居住空間の共存を図りながらの町づくりや建物づくりの知恵などを評価し、町並み景観づくりに生かすこと。

エ 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の道路法による道路を景観重要公共施設とし、整備に際しては、こうした地区の景観の特性に配慮する。

4 道路の整備と一体となった市街地景観の整備【御池通沿道型美観地区】

(1) 御池通沿道型美観地区における方針

景観計画区域のうち、御池通の整備と一体として市街地景観の整備を図る必要があるものを御池通沿道型美観地区として都市計画に定め、併せて当該地区の優れた景観の形成に関する計画（以下「御池通沿道景観形成計画」という。）を定め、都市計画に定める景観地区の認定制度並びに景観重要公共施設に関する制度を活用し、沿道景観の形成を図る。

(2) 御池通沿道景観形成地区 沿道景観形成計画

木屋町通から堀川通までの御池通沿道型美観地区の一部を、御池通沿道景観形成地区として定め、道路の整備と一体となった沿道景観の形成を目指す。

ア 地区の区域 【別図11】

木屋町通から堀川通までの御池通（約1.7キロメートル）及び道路境界から30メートルの沿道区域（木屋町通、烏丸通、堀川通の美観地区を除く）で、面積は約17.1ヘクタールである。

イ 町並み形成の沿革

昭和20年まで、御池通は幅員8メートル程度の町通りであった。その年、第二次世界大戦の空襲が頻繁となり、その対策として防空空地を確保する疎開が実施された。御池通については、通り南側70メートルの幅で建造物が除却され、防空空地とされた。戦後、疎開跡地の利用が検討される中で、御池通については、幅員50メートルの都市計画道路として活用することが定められ、昭和28年に事業が完了した。

以降、京都の市内幹線道路として機能し、その沿道は、都市業務中枢地として、業務系の高層建築が立ち並び、烏丸通と連続して、新しいタイプのビジネス街の景観を形成してきた。

平成9年5月の御池地下駐車場の開業、同年10月の地下鉄東西線の開通、御池地下街の開業等により、御池通沿道は、新たなまちづくりの出発時期を迎え、市民に親しまれる都心の遊歩道としての整備が求められ、シンボルロードとしての事業を実施し、平成15年6月に街路整備事業が完了した。

(3) 景観形成に関する基本計画

ア 景観形成の目的

御池通は、地下鉄の開通により、交通の利便性が格段に高まり、都心業務機能のみではなく、市民が憩い、楽しめる町としての役割が新たに求められている。こうした中、快適な都心の散策が楽しめる道空間として、新しい京都らしさが味わえる都心景観を御池通沿道に形成する。

イ 景観特色と景観形成方針

(7) 景観の特色

沿道の建造物を概観すると、次の地区ごとに特徴が見られる。

なお、共通点としては、御池通の南側の家屋が除却されたため、南側は歴史的な建造

物が少なく、ビル建築が連担しているのに対し、北側は、戦前の住宅や路地が残り、歴史的な雰囲気を継承し、近代景観のなかにも歴史を感じさせることがあげられる。

a 東地区（木屋町通～柳馬場通）

河原町通と機能を連携する地区で、サービス系の業務と店舗が混在し、賑わいのある地区である。建築物は中層建築が多く、東山を背景に伸びやかな町並み景観を示すが、麩屋町通と柳馬場通間は、戦前の低層の町並みを残している。

b 中地区（柳馬場通～新町通）

烏丸通と機能を連携する地区で、都心業務施設が集まり、オフィス街を形成している。建築物も高層建築が多く、スカイラインも整い、烏丸通と連続して最も都心業務街らしい町並み景観を形成している。

c 西地区（新町通～堀川通）

堀川通と機能を連携する地区で、特に二条城近くに、観光サービス施設が集まっている。中層と高層建築が混在するが、低層建築も多い。

(イ) 景観形成の方針

鴨川、二条城の二つの自然・文化資産を起終点とするこの沿道地区は、京都市の都心中枢業務地を形成し、最も近代的な景観を形成する地区である。背景には、東山と西山に山並みが屏風のように町並みを包み込む。また、祇園祭、時代祭等の祭事の舞台ともなり、賑わいと華やかさにふさわしい空間を演出することも求められていることから、21世紀の京都を代表する文化と歴史を創造する新しい街路空間を形成するため、次の方向で景観形成を図る。

a 緑の連続

背景となる西山、東山の緑と街路の緑との連続性を保つ。

b シンプルな路上施設

路上施設は、できる限りシンプルで明快なデザインとする。

c アート空間の創出

アート（造型芸術等）の導入により、通りを通行する人が楽しみ、文化の創造に資するしつらえを行う。

d 祭の舞台

御池通は、伝統的又は新たな祭や行事の舞台となることから、これらの祭事の演出を図ることのできる空間とする。

e 建築デザインの共鳴

隣接又は対面する建築デザインと協調・共鳴するよう形態・意匠に配慮する。

(4) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する基本方針

ア 多くの人が集まり、散策し、町を楽しむ施設や備えのある町並みづくり

(ア) 1階は、店舗やショーウインドー等を配置して散策者の目を楽しませるように配慮する。

- (イ) 雨の日でも快適に歩けるよう1階の壁面の後退等に配慮する。
- (ウ) 夜の散策を楽しめるよう道路照明と連携したライトアップやショーウィンドーの照明に配慮する。

イ 祭りの舞台としての通りの演出

祭りの景観演出ができるよう、のぼり、提灯、まん幕などが設置可能な装置を備える。

ウ 町通り（南北の通り）や周境界わいととの回遊性の確保

町通りに接する建物は、町通りに面する1階の壁面を後退し、歩きやすい道づくりに配慮する。

エ 山並みを背景とするスカイラインの形成

- (ア) 建築物の連続性を確保するため、壁面の位置を揃える。
- (イ) 屋上に塔屋、建築設備、又は工作物を設ける場合は、御池通から見えないよう配置する。

オ 人に優しい形態・意匠

- (ア) オフィス建築にあつては、1階部分にショーウィンドーや飾り窓を設ける等、賑わいの演出を図る。
- (イ) その他の建築にあつては、市民が出入りできる施設を配慮し、通りから見えるデザインとする。
- (ウ) 低層部（おおむね地上3階以下の部分）の壁面は、できる限り石材等の自然素材感のある材料で仕上げる。

カ 色彩・装飾の配慮

派手な色彩や過度の装飾を控える。

キ 植栽その他の方法による修景に関する事項

青空又は工作物による駐車場及び資材置き場など空地で長期間維持する土地にあつては、次の事項に留意して町並み景観の連続性及び快適性の保持に努める。

- (ア) 道路に面する部分を可能な限り生垣等で囲み空地が道路から見えない配慮をする。
- (イ) 可能な限り、街路広場の用に供する等、歩行者の便宜を図る。

ク 景観重要公共施設の整備に関する事項

当地区内の御池通を景観重要公共施設とし、整備に際しては、次の事項に配慮する。

(ア) 道路部分の景観形成

a 道路構造

緩速車線を廃止して、歩道幅員を広げ、標準12メートルとする。祭事を開催することから、原則として中央分離帯は設けない。

b 街路樹

樹冠が連続するけやき並木とする。

c 路上施設

(a) 電線類

電線類は地中化に努める。

(b) 地下鉄出入口の上屋

地下鉄出入口等の上屋は、背景となる山並みと調和し、視線を遮らない形態意匠とする。

(c) 道路標識類

道路標識，案内標識，街灯，信号類は，できる限り統合しシンプルなデザインとする。

(d) 照明

都心の夜景を演出する品格を有する照明となるよう創意工夫する。

(イ) 祭事等の景観演出

a はれの空間演出の可能性

道路全体が祭事等の空間として利用できる機能，形態を備える。

b 沿道建築との一体性

祭事等の空間利用を支援するため，歩道空間と沿道建築空間の一体的利用や工作物による景観演出ができる配慮を行う。

第6 その他市街地における緑化の誘導、水辺空間の整備、無電柱化の推進等

市街地における良好な景観の形成を図るため、次の道路法による道路、河川法による河川、港湾法による港湾及び京都御苑を景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定める。

1 緑化の誘導

三方の山並みなどの自然と共生する景観形成を進めるため、各地区の景観特性に応じて、設置基準等を定めるなど、市街地における緑化を図る。

また、町並みの賑わいや通り景観の連続性を阻害しないよう、駐車場や駐輪場を設置する場合は、植栽で遮蔽するなど歩行者空間に対して露出させないように配慮し、豊かで潤いのある景観を形成する。

さらに、敷地内の緑化だけでなく、良好な通り景観や見下ろしの景観に資するように、屋上緑化を積極的に図る。

2 水辺空間の整備

宇治川派流、濠川及び伏見港は、豊臣秀吉の伏見城築城に伴う流路改修以来、京都・大阪の交通の要衝として栄え、川沿いには町家や酒蔵など歴史的建造物を数多く残すため、これらの歴史的建造物等と一体をなした水辺空間の整備と保全を図る。

堀川は、水辺環境整備の基本方針に基づき、せせらぎを復活させるとともに、二条城などの歴史文化遺産と調和し、うるおいと安らぎのある水辺空間を創出する。

3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、世界遺産周辺や歴史的町並みを保全すべき地区等の非幹線道路を含め、「都市景観の向上」に寄与する無電柱化事業を積極的に推進する。

4 世界遺産や近代建築その他建造物と一体をなす道路の整備

烏丸通（鞍馬口通から七条通まで）は、京都御苑、世界遺産に登録されている西本願寺、近代建築やその他高層建築物と一体をなした新旧が共存する通り景観の整備と保全を図る。

5 京都御苑を含む景観の維持・保全

京都御所と一体をなす国民公園としての景観と周辺市街地を含めた良好な町並み景観の整備と保全を図る。